室蘭市環境基本計画

人と自然と産業を育てるまち　むろらん

平成２１年３月

室　蘭　市

は　じ　め　に

室蘭市は太平洋に面した美しい断崖が続く半島部と、北部の自然豊かな丘陵地帯により形成され、古くから工業港湾都市として発展してきましたが、大気汚染や水質汚濁などの産業公害が社会問題となり、市民運動の高まりとともに、公害防止協定の締結など市民、事業者、市が一体となって、公害の低減に努め、環境は大きく改善されました。

しかしながら、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会構造に起因する都市型・生活型公害や、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの地球環境問題が大きな課題となっており、これらの解決のためには、私たち一人ひとりが環境との関わりを考え、日常生活や経済活動からの環境負荷を低減していく必要があります。

こうした背景から、室蘭市は2006（H18）年3月に環境の保全及び創造についての基本理念や市民、事業者、市の責務などを定めた「室蘭市環境基本条例」を制定し、このたびこの条例に基づいて、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「室蘭市環境基本計画」を策定しました。

計画の推進には、市民、事業者、市が協働して取り組むことが重要ですので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、計画策定にあたり貴重なご意見やご提案をいただきました室蘭市環境市民会議や室蘭市環境審議会の委員の方々、またアンケートなどにご協力いただいた皆様に心より感謝申し上げます。

平成21年3月

室蘭市長　　新宮　正志

目　次

第１章	環境基本計画の概要	2
	１．計画策定の背景	2
	２．市民・事業者・市の役割	4
	３．計画の位置付けと期間	4
第２章	室蘭市の現況	6
	１．室蘭市の概要	6
	沿革	6
	位置・地勢	6
	気象	7
	人口	8
	産業	8
	２．現状と課題	10
	大気	10
	騒音・振動・悪臭	14
	自然	14
	生態系	16
	快適空間	18
	地球環境	21
	廃棄物	26
	環境産業	28
	環境保全活動	30
第３章	施策の方向	32
	１．長期的目標	32
	２．基本目標	32
	３．基本施策	33

基本目標　A　**－健康に暮らせるまち－** …… **34**

A－1．大気環境対策 …… 34
A－2．騒音・振動・悪臭対策 …… 35

基本目標　B　**－自然を守り、快適に暮らせるまち－** …… **36**

B－1．自然環境の保全 …… 36
B－2．生態系の保全 …… 37
B－3．快適な生活空間の形成 …… 38

基本目標　C　**－地球にやさしい、暮らしと産業のまち－** …… **39**

C－1．地球温暖化対策 …… 39
C－2．廃棄物対策 …… 40
C－3．環境産業の推進 …… 41

基本目標　D　**－みんなでより良い環境を創るまち－** …… **42**

D－1．自主的・協働した取り組みの推進 …… 42
D－2．環境意識の形成と情報の共有化の推進 …… 43

第４章　計画管理 …… **44**

1．計画の推進体制 …… 44

2．計画の進行管理 …… 45

参　考　資　料

1．市の施策に関する担当部署一覧 …… 48
2．環境に関するアンケート調査結果 …… 52
3．室蘭市環境基本計画の策定経緯 …… 65
4．室蘭市環境審議会委員名簿 …… 66
5．室蘭市環境基本条例 …… 67
6．用語解説 …… 75

本文中に（※）のついている用語は、巻末参考資料に解説があります。

なお、（※）は初出の用語につけています。

◎室蘭市環境基本計画の全体像

第１章　環境基本計画の概要

１．計画策定の背景　２．市民・事業者・市の役割　３．計画の位置付けと期間

第２章　室蘭市の現況

１．室蘭市の概要　　２．現状と課題

現状把握から目標設定へ

第３章　施策の方向

１．長期的目標

人と自然と産業を育てるまち　むろらん

２．基本目標

A　健康に暮らせるまち	B　自然を守り、快適に暮らせるまち	C　地球にやさしい、暮らしと産業のまち	D　みんなでより良い環境を創るまち

目標から取り組みへ

３．基本施策

１．大気環境対策 ２．騒音・振動・悪臭対策	１．自然環境の保全 ２．生態系の保全 ３．快適な生活空間の形成	１．地球温暖化対策 ２．廃棄物対策 ３．環境産業の推進	１．自主的・協働した取り組みの推進 ２．環境意識の形成と情報の共有化の推進

市の施策、市民・事業者の取り組み

第４章　計画管理

１．計画の推進体制　　２．計画の進行管理

関連する環境基本条例の条文

参考資料　67 ページ参照

環境基本計画策定の根拠となった環境基本条例の目的や基本理念を記載しています。また、計画を進めるにあたっての市民・事業者・市の役割、個別計画との関連や計画の期間について記載しています。

第 1 条　（目的）
第 3 条　（基本理念）
第 4～6 条（各主体の責務）

室蘭市の概要と、現状・課題を記載しています。

環境基本条例で定められた施策の基本方針に沿って長期的目標､4 つの基本目標、10 の基本施策を記載しています。

第 7 条　（施策の基本方針）
第 23 条（民間団体等の意見の反映）
第 24 条（環境学習の推進）
第 25 条（民間団体等の自発的な活動の促進）
第 26 条（情報の収集及び提供）
第 27 条（事業者の環境管理の促進）

環境基本計画を実効性のあるものにするための、推進体制や進行管理について記載しています。

第 9 条　（年次報告）
第 22 条（施策の推進体制の整備）
第 30 条(室蘭市環境審議会)

第１章　環境基本計画の概要

1　計画策定の背景

■地球環境　～進む温暖化～

私たち人類は、利便性や経済的な豊かさを求め、20 世紀後半から高度な産業社会を作り上げてきました。この過程で世界の人口は急激に増加し、2007（H19）年には 66 億人を超えるまでになり、今後も更に増加していくと予測されています。

増大した人間活動は私たちの住む地球に深刻な影響を及ぼすようになり、酸性雨※1 やオゾン層の破壊※2、野生生物の種の減少※3、そして地球温暖化※4 などの環境問題が顕在化するようになりました。

特に地球温暖化は地球環境全体の持続性に関わる問題で、海面上昇や異常気象の頻発などが世界各地で現れており、温暖化防止に向けた取り組みはより一層緊急性を増しています。

■日本の環境　～環境問題の移り変わり～

日本の環境問題は、戦後の高度経済成長期における産業公害や、開発による自然破壊から始まり、その発生原因と影響が比較的明確で、限られた範囲の地域で発生し、「公害対策基本法※5」などの法整備や企業等の努力により改善されてきました。

その後、現在の大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済活動やライフスタイルが定着するとともに、自動車の排気ガスや生活排水による都市型・生活型公害、廃棄物の増大、有害物質による環境汚染などの環境問題が顕在化し、温暖化などの地球環境問題も広がりを見せています。

現在のこうした環境問題は、それぞれの原因と影響が複雑に絡み合い、広範囲に影響を及ぼすのが特徴で、従来からの規制や指導などによる個別的な対策だけでは解決が困難になってきています。良好な環境を確保し、次の世代に引き継いでいくためには、市民、事業者、市が互いに協力しながら責任と役割を果たし、日常生活と経済活動の両面から環境に配慮した取り組みを進めることが必要です。

本文中に（※）のついている用語は、巻末参考資料に解説があります。

■国・北海道の環境政策　～環境基本計画の策定～

環境問題の変化に合わせて、国では 1993（H5）年に「環境基本法※6」を制定し、続く 1994（H6）年に「環境基本計画」を策定しました。その後、2006（H18）年に「第 3 次環境基本計画」を策定し、「環境の世紀」としての 21 世紀を良き 100 年としていくための理念と道筋をはじめ、今後の環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱などを示しています。

また、北海道においても、1996（H8）年に「北海道環境基本条例」を制定し、2008（H20）年 3 月に「第 2 次北海道環境基本計画」を策定しました。

同年 7 月には「北海道洞爺湖サミット」が洞爺湖町で開催され、地球温暖化など、世界が直面している環境問題の解決に向けた議論が交わされました。

■室蘭市の環境政策　～環境基本条例から環境基本計画へ～

室蘭市では、1960 年代に大気汚染や水質汚濁などの環境汚染が大きな問題となり、「大気汚染対策懇談会※7」や「室蘭市公害対策審議会※8」の設置、事業者との「公害防止協定※9」の締結などにより、環境改善に取り組んできました。

また、2006（H18）年 3 月には、環境負荷の少ない持続可能な社会を実現するため、「室蘭市環境基本条例」を制定し、良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造についての基本理念や市民、事業者、市の責務などを明らかにしました。

「室蘭市環境基本計画」は、環境基本条例で定めた目的・基本理念をより具体化し、環境の保全及び創造に関する長期的な目標や施策の基本的事項等を定めたもので、各施策の進捗状況等を年次報告書（環境白書）にまとめ、環境審議会等の点検・評価や、市民・事業者からの意見を広く求めながら環境施策の一層の展開を図っていきます。

2　市民・事業者・市の役割

環境基本計画は、環境基本条例第 4 条から第 6 条に基づき、「市」だけではなく、「市民」・「事業者」についても取り組む主体としています。また、旅行者や滞在者についても協力を求めます。

◎環境基本計画を取り組む主体

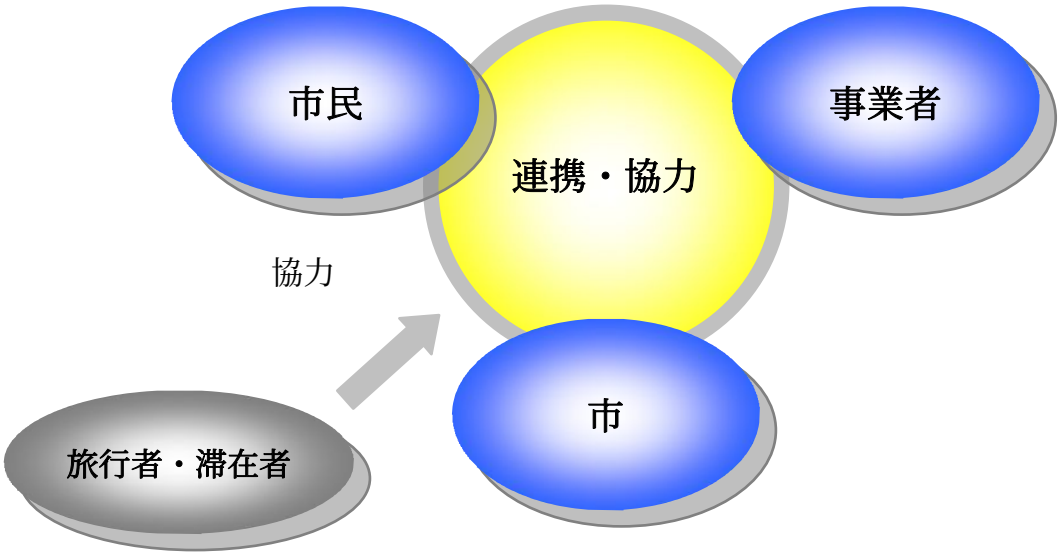

3　計画の位置付けと期間

環境基本計画は 2008（H20）年 3 月に策定した「第 5 次室蘭市総合計画※10」を環境面から補てんし、本市の環境に関連する個別計画や環境施策の基本となるもので、これらの計画や施策との整合・調整を図りながら策定しました。また、これらの個別計画を見直す場合にも、本計画との整合・調整を図ります。

環境基本計画の計画期間は 2009（H21）年度から 2018（H30）年度までとし、計画期間内においても、社会情勢や技術革新などにより必要に応じて見直します。

◎主な計画の期間

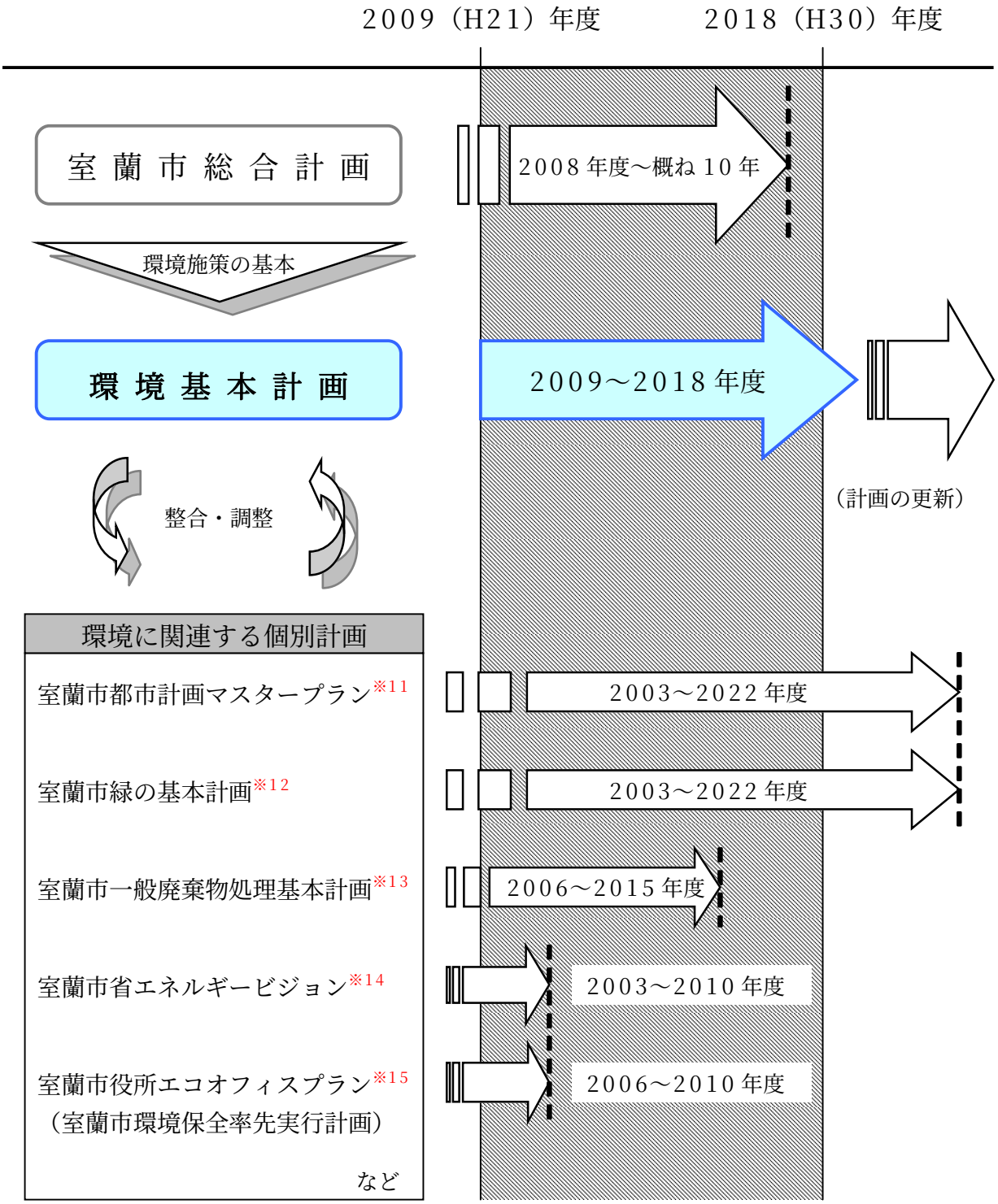
2009（H21）年度
2018（H30）年度
室蘭市総合計画
2008年度～概ね10年
環境施策の基本
環境基本計画
2009～2018年度
（計画の更新）
整合・調整
環境に関連する個別計画
室蘭市都市計画マスタープラン※11
2003～2022年度
室蘭市緑の基本計画※12
2003～2022年度
室蘭市一般廃棄物処理基本計画※13
2006～2015年度
室蘭市省エネルギービジョン※14
2003～2010年度
室蘭市役所エコオフィスプラン※15
（室蘭市環境保全率先実行計画）
2006～2010年度
など

第２章　室蘭市の現況

1　室蘭市の概要

■沿革

室蘭市は、明治時代に北海道における工業・港湾の拠点として開発が進められ、製鉄・製鋼の二大工場が操業を開始してからは、北海道工業の中心都市として発展してきました。

その後、造船業や石油精製業などとともに、戦後の高度経済成長期の中で発展を続け、世界情勢の変化や産業構造の転換などの影響を受けましたが、近年では、蓄積された高度な産業技術や、大学等の研究開発機関を活かした環境産業拠点都市の形成を進めています。

また、平成 10 年には白鳥大橋が完成し、サークル都市へと都市形態が大きく変わり、白鳥大橋は交通機能としての役割だけではなく、新たな観光スポットとしても活用されています。

■位置・地勢

室蘭市は北海道南西部の内浦湾（別名噴火湾）に面し、西に向かって突出した馬蹄形の半島の懐に天然の良港を抱く工業都市です。北東部は鷲別川を境に登別市と接し、北西部はチマイベツ川を境に伊達市と隣接しています。

■気象

室蘭市は、夏は涼しく冬は温暖な気候です。北西寄りの風が多く、冬期間の風が強いのが特徴となっています。

こうした自然条件を活かして、市内には発電用の風車が設置されています。

■室蘭市の月平均気温と月平均降水量（1988～2007 年の平均値）

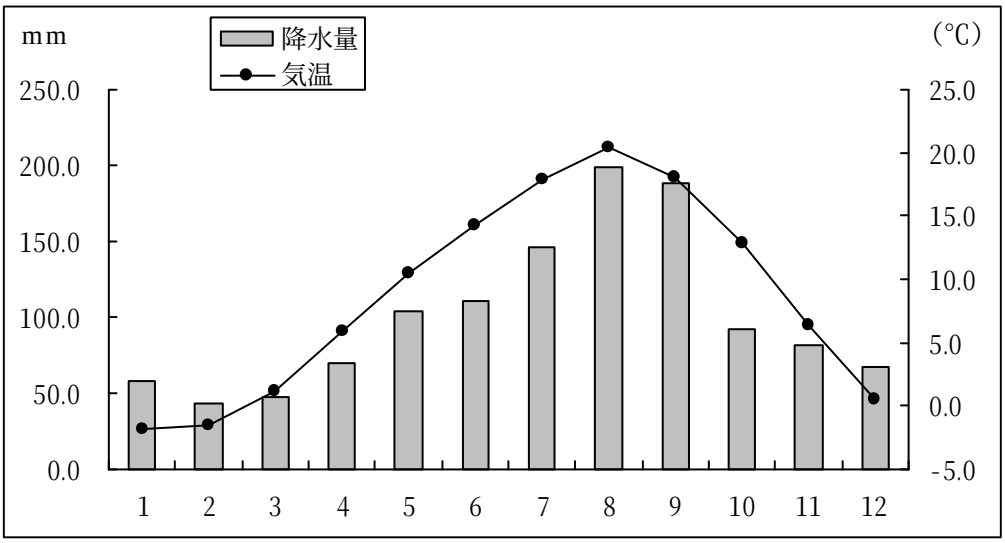

資料：室蘭地方気象台

■風配図（2007 年）

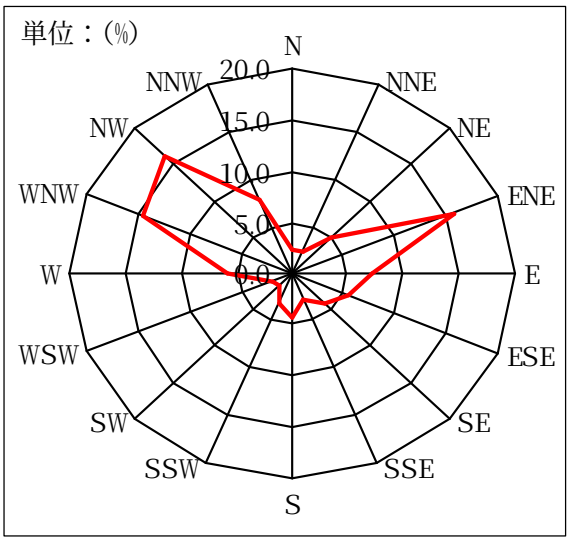

資料：室蘭地方気象台

■月平均風速（1988～2007 年の平均値）

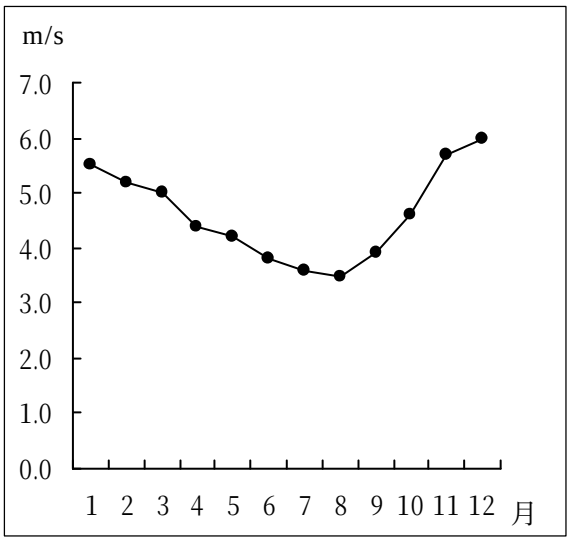

資料：室蘭地方気象台

■人口

人口は減少傾向にあり、2005（H17）年の国勢調査では 98,372 人となっています。

一方で、世帯数についてはほぼ横ばいで、核家族化が進んでいます。

■室蘭市の人口・世帯数の推移

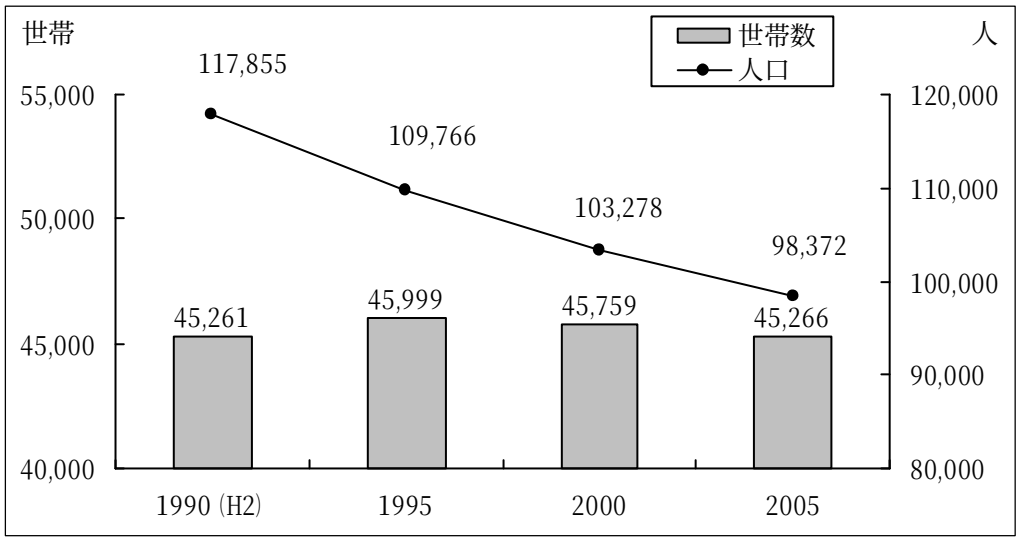

資料：国勢調査

■産業

室蘭市の産業別従業者数は、第 3 次産業が 72.4%を占め、続いて第 2 次産業が 27.5%、第 1 次産業は 0.14%となっています。また、第 2 次産業のうち、基幹産業である製造業は 16.3%となっています。

室蘭市の製造品出荷額等は、2003（H15）年まで 4,000～5,000 億円台で推移していましたが、基幹産業の好調により、2006（H18）年には 9,000 億円台に増加しています。2006 年の製造品出荷額等の内訳としては、鉄鋼業が 42.2%を占め、続いて石油製品・石炭製品製造業を含むその他が 53.0%となっています。

■室蘭市の産業別従業者数（2006 年）

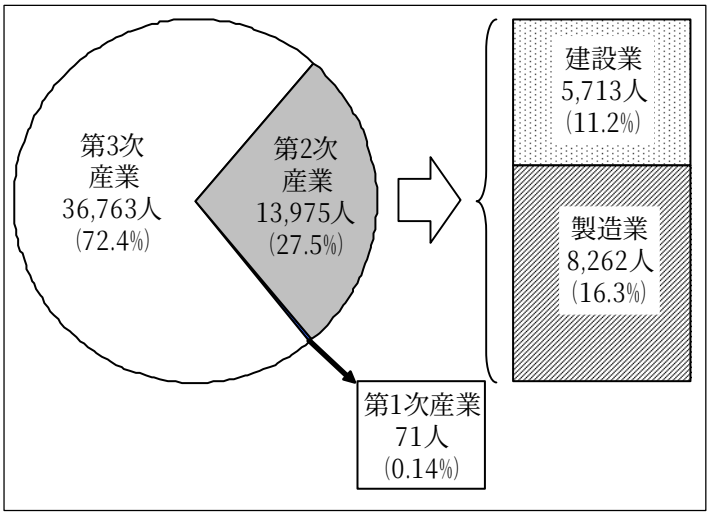

第１次産業：農林魚業
第２次産業：鉱業、建設業、製造業
第３次産業：サービス業等

資料：事業所・企業統計調査

■室蘭市の製造品出荷額等の推移

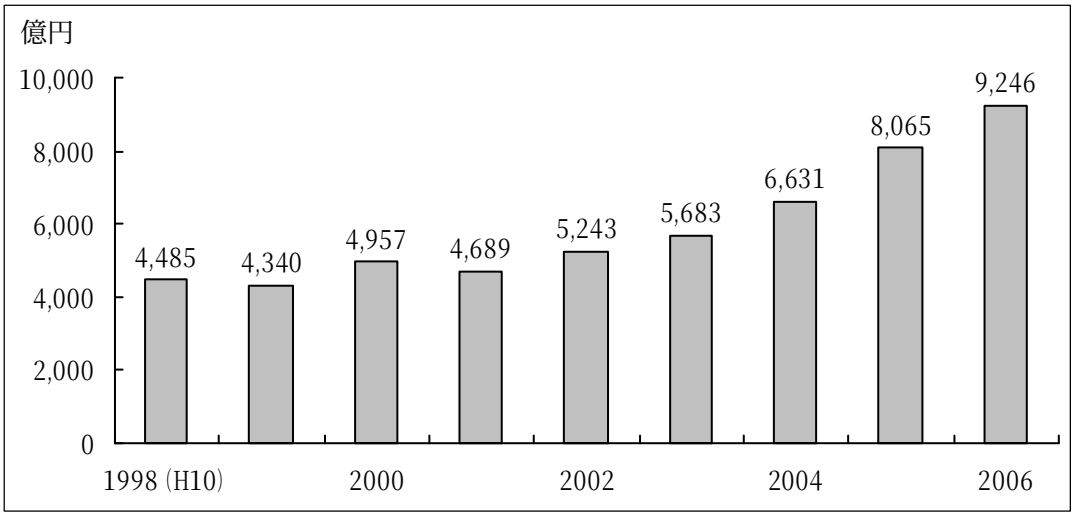

資料：工業統計調査

■室蘭市の製造品出荷額等の構成（2006 年）

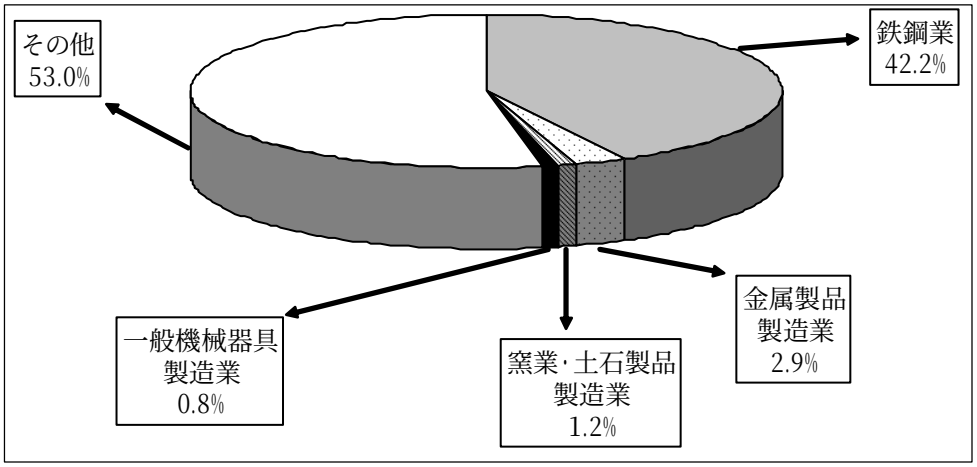

資料：工業統計調査

2　現状と課題

■大気

○大気汚染の常時監視

室蘭市は 1974（S49）年に「大気汚染防止法の政令市[※16]」に指定されたことから、「大気汚染常時監視テレメータシステム[※17]」により、大気の状況を常時監視しています。

現在、市内 6 ヵ所の測定局で 5 つの大気汚染物質（二酸化いおう[※18]、二酸化窒素[※19]、浮遊粒子状物質[※20]、光化学オキシダント[※21]、一酸化炭素[※22]）と風向・風速等のデータを収集・監視しています。

◎測定局配置図

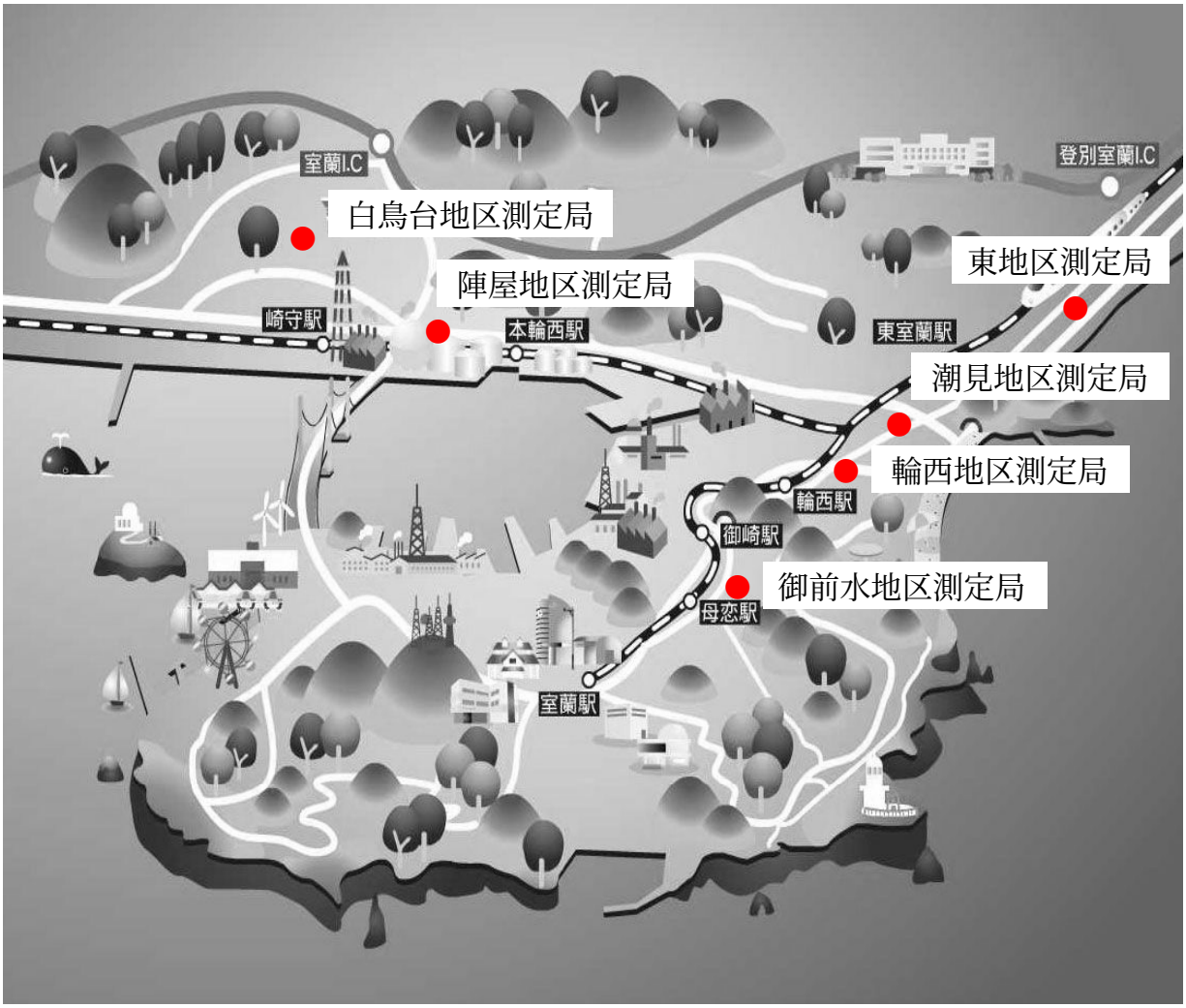

■大気汚染の状況

測定項目	測定局名						状況
	御前水地区	輪西地区	潮見地区	東地区	陣屋地区	白鳥台地区	
二酸化いおう（SO_2）	○	○		○		○	環境基準※23を達成
二酸化窒素（NO_2）	○	○	○				環境基準を達成
浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）	○	○	○	○	○	○	環境基準を達成
光化学オキシダント（ＯＸ）	○	○		○			成層圏オゾンの沈降により、環境基準を超える場合がある
一酸化炭素（ＣＯ）			○				環境基準を達成

※○印は測定機器設置箇所を示しています。　　資料：室蘭市

○有害大気汚染物質※24

ベンゼンは輪西地区で 2003（H15）年まで環境基準を超えていましたが、企業の削減努力により 2004（H16）年からは環境基準を下回っています。汐見地区、御前水地区、白鳥台地区では低い数値で推移しています。

■ベンゼンの大気環境濃度の推移

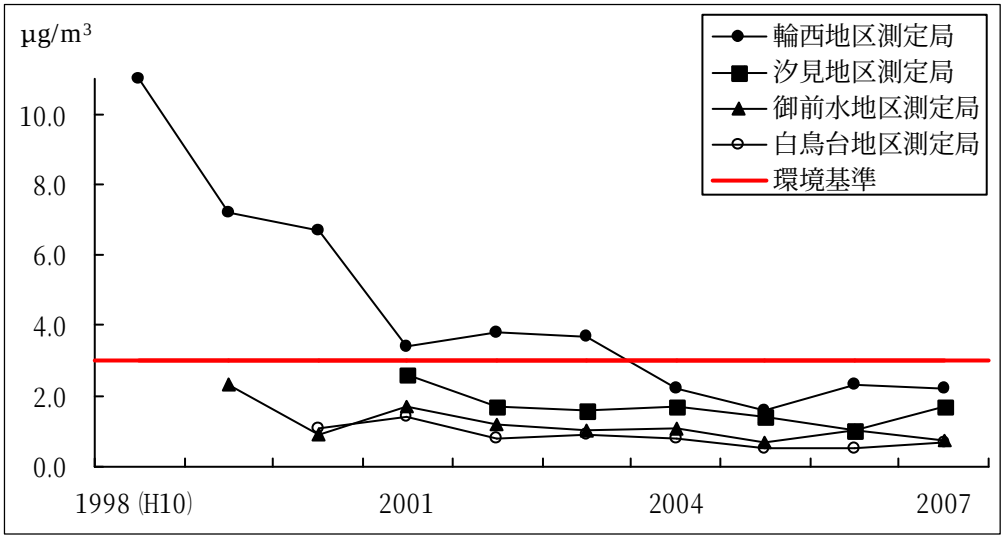

資料：室蘭市

また、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては 1998（H10）年から 2002（H14）年にかけて、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロメタン、1,3-ブタジエン、水銀及びその化合物については、2007（H19）年に調査し、いずれも環境基準や指針値[※25]と比較して十分低い値でした。

ニッケル化合物は 2003（H15）年から調査し、2006（H18）年からは指針値を下回っています。

また、2005（H17）年に室蘭地域の環境保全の取り組みを推進することを目的に事業者、北海道、室蘭市の 3 者による「室蘭地域環境保全連絡会議[※26]」を設立し、有害大気汚染物質等の調査や対策等を進めています。

○ダイオキシン類[※27]

ダイオキシン類については、1998（H10）年から国や北海道と連携して調査を実施していますが大気、水質、底質の全てで環境基準より大幅に低い値で推移しています。

■ダイオキシン類の大気環境濃度の推移

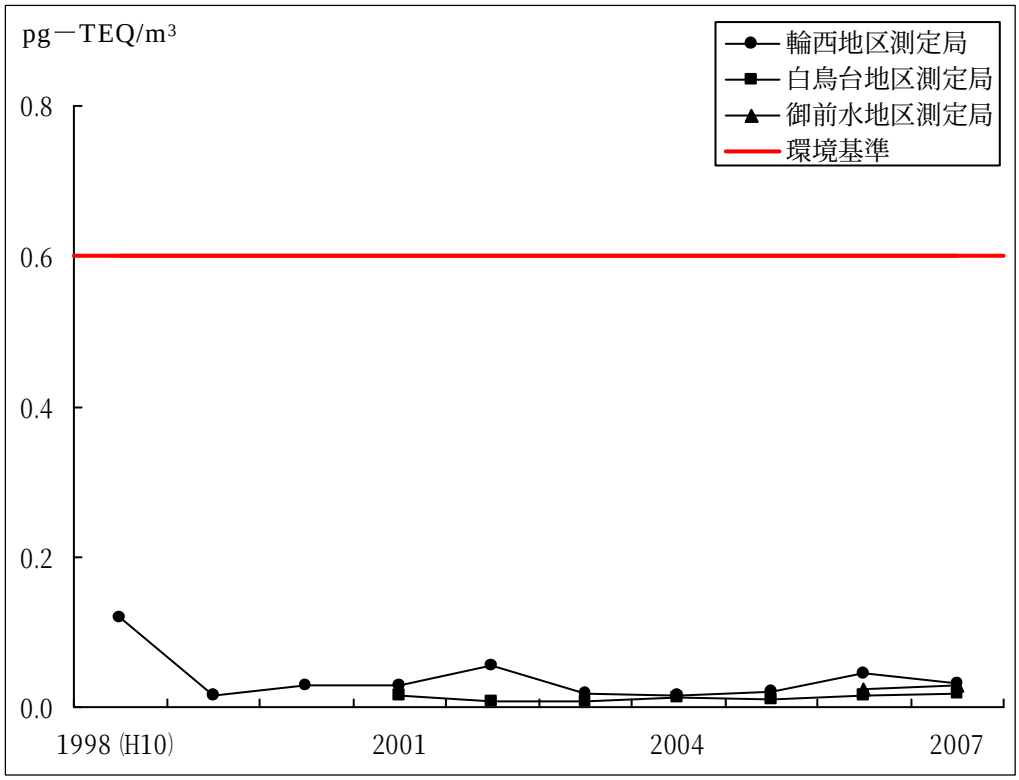

資料：室蘭市

○降下ばいじん[※28]

降下ばいじんについては、市内各所に設置している北大式デポジットゲージ[※29]を用いて測定しています。

降下ばいじんのうち、不溶解性成分（粉じん成分）の平均値は 3.0～4.0t/㎢/月程度で推移しています。なお、降下ばいじんには環境基準が定められていません。

■降下ばいじん量（不溶解性成分）平均値の推移

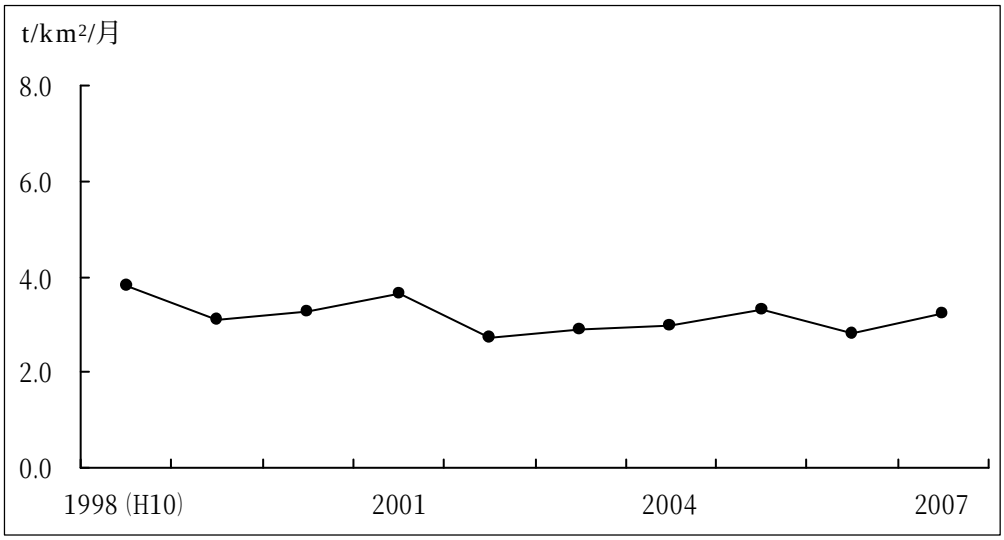

資料：室蘭市

《課題》

大気汚染物質については、引き続き調査・監視を継続する必要があります。

ダイオキシン類については、2008（H20）年５月からＰＣＢ[※30]廃棄物処理施設が稼動したことから、国や北海道とも連携して調査を継続していく必要があります。

また、降下ばいじんについても引き続き調査・監視をしていく必要があります。

■騒音・振動・悪臭

○騒音

室蘭市では一般地域 4 ヵ所、道路に面する地域 5 ヵ所で環境騒音測定を実施しています。

近年の測定結果をみると、一般地域では中島町、寿町で環境基準を超えることがありますが、その他の地域では環境基準を下回っています。道路に面する地域では高砂町や東町で環境基準を超えていますが、騒音規制法[※31] に基づく公安委員会などへの要請限度は超えていません。

○振動

定点観測は行っていませんが、工場・事業所や交通等に伴う苦情があります。環境基準は超えていません。

○悪臭

2000（H12）年からアンモニアなどの悪臭物質を測定していますが、悪臭防止法[※32] に基づく規制基準値を下回っています。

《課題》

騒音については、一般地域・道路に面する地域の両方で環境基準を超えることがあるため、継続して調査を行う必要があります。

■自然

○森林

本市では、戦後の高度経済成長期において住宅地の開発整備が進み、丘陵地の緑の一部が市街化されましたが、市街地周囲には、山並みを形成する緑が豊かに残されています。森林面積は行政面積の 32%にあたる 2,594ha でこのうち 1,971ha が民有林です。林分構成では、人工林よりも天然林率が高く、森林面積のおよそ 90%が天然林となっており、森林の自然度の高さが注目されます。（「室蘭市緑の基本計画」より）

○河川・海

市内には４つの二級河川（鷲別川、チマイベツ川、知利別川、ペトトル川）、５つの準用河川（ポロペケレオタ川、本輪西川、コイカクシ川、知利別川（一部）、ペトトル川（一部））と 29 の普通河川がありますが、環境基準の指定はされていません。参考までに知利別川と本輪西川の水質を環境基準と比較すると、両河川のＢＯＤ[※33]は環境基準（Ｃ類型）を下回っています。

また、海域の水質は、北海道と室蘭市が毎年調査を行っており、室蘭港内のＣＯＤ[※34]は環境基準を下回っています。

■河川のＢＯＤ推移

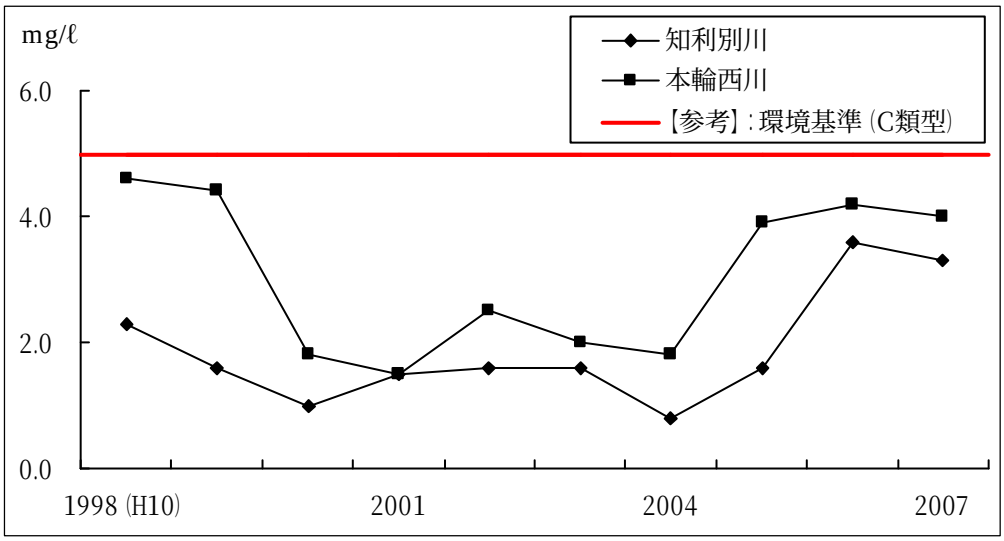

資料：室蘭市

■室蘭海域（室蘭港内Ｃ類型地点）のＣＯＤ推移

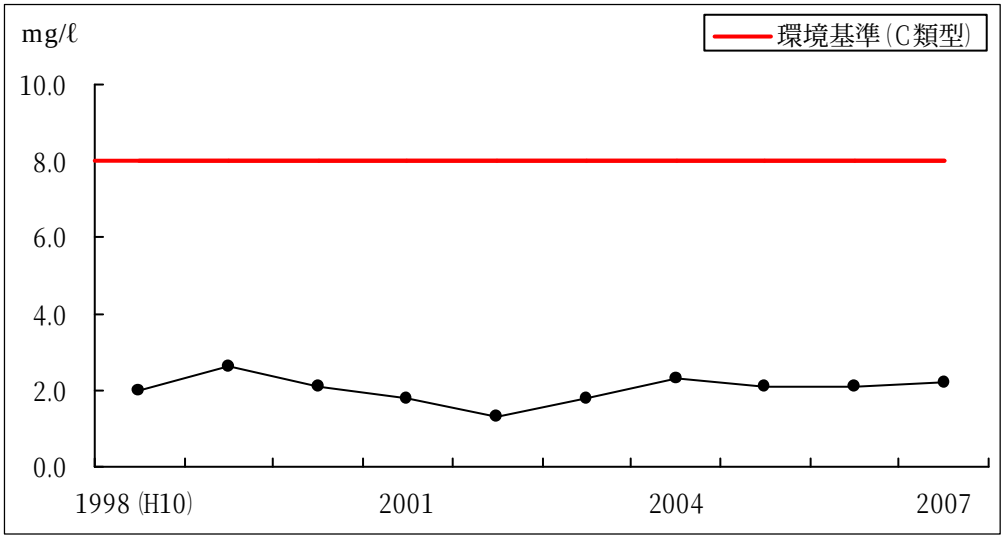

※年間の平均値です。　　資料：北海道、室蘭市

《課題》

森林には災害防止のほか、野生生物の住みかになる、地球温暖化の原因である二酸化炭素を吸収するなど様々な機能があり、河川や海等の水環境は生活や産業になくてはならない大切な資源です。

良好な緑と水を守るために、森林の適切な管理や水質汚濁の防止を図ることが必要です。

■生態系

〇野生生物

北海道では絶滅の恐れのある野生生物の情報を取りまとめた「北海道レッドデータブック※35」を作成しています。

室蘭市に生息している野生生物では、オオタカやハヤブサなどの鳥類（6種)、ウスユキソウなどの植物（9種）が記載されています。

また、珍しい植物としてビロードシダやトケンラン、カキランなどが確認されています。

■「北海道レッドデータブック」に掲載されている室蘭市の野生生物

種名	名称	RDB ランク
動物	オオタカ	絶滅危急種
	カンムリカイツブリ	
	クマゲラ	
	ハイタカ	
	ハヤブサ	
	ミサゴ	
植物	ウスユキソウ	
	シラネアオイ	
	フクジュソウ	
	エゾヤマコウボウ	希少種
	オクエゾサイシン	
	コジマエンレイソウ	
	コハマギク	
	ヒエガエリ	
	ヒロハハナヤスリ	

資料：北海道

○外来生物

北海道では生態系に影響を与える外来種※36の情報を取りまとめた、「北海道ブルーリスト※37」を作成しています。

室蘭市に生息している外来種では、アライグマやニホンイタチなどの動物（3種）、オオハンゴウソウやセイヨウタンポポなどの植物（123 種）が掲載されており、温暖化による気候変動の影響で、一時的な生育だけではなく地域に定着する可能性もあります。

■「北海道ブルーリスト」に掲載されている室蘭市の主な外来種

種名	名称	科名
動物	アライグマ	アライグマ科
	ニホンイタチ	イタチ科
	キジ（コウライキジ）	キジ科
植物	ウラジロハコヤナギ	ヤナギ科
	エゾノギジギシ	タデ科
	ヤマゴボウ	ヤマゴボウ科
	ムシトリナデシコ	ナデシコ科
	ハリエンジュ	マメ科
	ムラサキツメクサ	〃
	シロツメクサ	〃
	メマツヨイグサ	アカバナ科
	ノラニンジン	セリ科
	セイヨウオオバコ	オオバコ科
	フランスギク	キク科
	コウリンタンポポ	〃
	オオハンゴウソウ	〃
	セイタカアワダチソウ	〃
	セイヨウタンポポ	〃

資料：北海道

《課題》

希少な野生生物の保護や、外来種による被害を防止するため、北海道などの関係機関と協力し、適切な管理をしていくことが必要です。

■快適空間

○緑や水辺とのふれあい

室蘭市の人口一人あたりの都市公園の面積は 37.6 ㎡で、北海道では 25.2 ㎡、全国では 9.3 ㎡となっています。

市内の主な公園である室蘭岳山麓総合公園（だんパラ公園）では、夏は登山、冬はスキーなどが楽しめます。潮見公園内には子どもたちが生き物と触れ合えるビオトープ[※38] が設置され、隣接する鳴り砂で有名なイタンキ浜は、夏になるとたくさんの人が訪れ賑わいを見せています。また、絵鞆臨海公園では水と触れ合う親水緑地が整備されています。

■都市公園の設置状況（2007 年 3 月）

種別	箇所	面積（ha）
街区公園	85	19.0
近隣公園	12	23.6
地区公園	2	13.7
総合公園	4	54.1
運動公園	1	17.6
風致公園	1	10.9
墓園	1	12.8
都市緑地	5	218.7
計	111	370.4

資料：室蘭市

祝津親水緑地イベント

○歴史・文化

東蝦夷地南部藩陣屋跡モロラン陣屋跡は、国の指定文化財に指定されており、旧室蘭駅舎は登録有形文化財に指定されています。また、市独自でも室蘭神楽をはじめ 10 件を文化財に指定しており、その保存に努めています。

また、「むろらん港まつり」や、「室蘭音頭」などは、地域文化として定着し、継承されています。

■室蘭の文化財

国の指定文化財	東蝦夷地南部藩陣屋跡モロラン陣屋跡
国の登録有形文化財	旧室蘭駅舎
市の指定文化財	輪西屯田兵記念碑
	輪西屯田兵旧火薬庫
	輪西屯田兵関係資料
	仙台藩角田領添田家関係資料（刀、陣羽織、古文書等）
	室蘭神楽
	御供獅子舞
	日本製鋼所室蘭製作所製造　複葉機エンジン「室０号」
	瑞泉鍛刀所の鞴（ふいご）
	白鳥大橋海底部等出土の材化石及び貝化石
	石川家不動明王像

資料：室蘭市

旧室蘭駅舎

東蝦夷地南部藩陣屋跡モロラン陣屋跡

○景観

絵鞆半島側は、広大な太平洋と断崖絶壁が続き、絵鞆岬や金屏風・銀屏風、マスイチ浜、地球岬、トッカリショなどの雄大な景勝地が広がっています。また、室蘭港の入り口には大黒島があります。夜は測量山がライトアップされ、室蘭港は周囲に点在する工場や船舶の明かりとともに美しい夜景を見せてくれます。これらは室蘭八景と呼ばれ、室蘭の特徴的な景観となっています。

大黒島

地球岬

《課題》

近年は公園に対する意識も多種多様に変化してきており、少子高齢化に対応したユニバーサルデザインや子どもたちが安心して遊べる公園づくりなど、利用者のニーズに応える整備が必要です。

一方、公園は、コミュニティ活動の場や防災の面からも重要な公共空間であることから、良好で安全な管理を行うことが必要です。

また、室蘭の美しい景観を守り、培われてきた歴史的・文化的遺産の継承と新たな文化の創造など、快適に暮らせるまちづくりを進めていくことが必要です。

■地球環境

○地球温暖化

地球温暖化は二酸化炭素（CO_2）などの温室効果ガス[※39]が増加することによって起きると考えられています。特に石油や石炭などの化石燃料の消費によるCO_2の影響が大きく、18 世紀半ばの産業革命により、人類の排出する温室効果ガスが急速に増大したことが要因とされています。

2007（H19）年に発表されたＩＰＣＣ[※40]の第 4 次評価報告書では、この 100 年の間に世界の平均気温は 0.74℃上昇し、21 世紀末には更に 1.8～4.0℃上昇すると予測しています。

すでに海面上昇や異常気象の頻発、生態系の変化など、温暖化の影響は世界各地で現れており、今後もより深刻な影響が出てくると考えられています。

写真右は、太平洋の島国、ツバルの島。地球温暖化による海面上昇により、水没してしまうと言われている。

写真左は南米で発生した大型ハリケーンの後。地球温暖化が進むと、ハリケーンなど熱帯低気圧の威力が強まると言われている。

「全国地球温暖化防止活動推進センター」ホームページより
(http://www.jccca.org/)」

○京都議定書と日本の温室効果ガス排出量

1997（H9）年に先進国の温室効果ガス削減を定めた京都議定書[※41]が採択され、日本は 2012（H24）年までに 6.0%（1990 年比）を削減する目標が定められていますが、2006（H18）年度の日本の温室効果ガス総排出量は約 13 億 4,000 万ｔで基準年比 6.2%の増加となっています。

■日本の温室効果ガス総排出量の推移

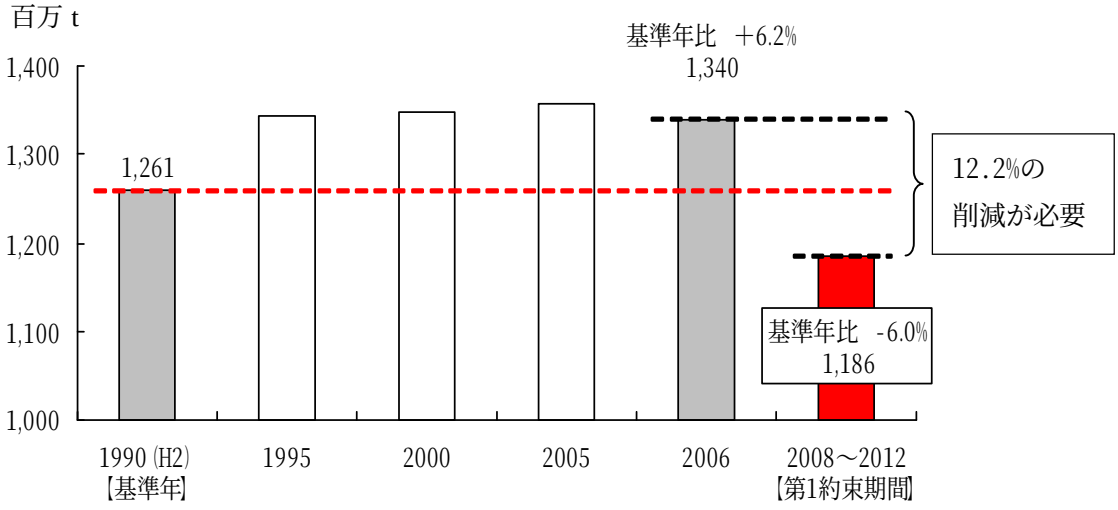

資料：環境省

○オフィス・家庭からのＣＯ2が増加

2006（H18）年度の日本の温室効果ガス総排出量のうち、ＣＯ2の排出量を部門別にみると、「産業部門（工場等）」が 36.1%を占め、続いて「運輸部門（自動車・船舶等）」が 19.9%を占めています。

基準年からの増減を見ると、「産業部門（工場等）」では省エネ等の取り組みにより、4.6%の減となっているものの、「業務その他部門（オフィスなど）」と「家庭部門（一般家庭）」では著しく増加しています。

業務部門における増加の要因としては、事務所や小売等の延床面積が増加したことと、それに伴う空調・照明設備の増加、そしてオフィスのＯＡ化の進展等により電力等のエネルギー消費が大きく増加したことが上げられ、家庭部門における増加の要因としては、家庭用機器の大型化・多様化等により、エネルギー消費量が増加していること、核家族化の進行による世帯数の増加により、電力等のエネルギー消費量が増加したことが上げられます。

■ＣＯ2の部門別排出量の内訳（2006 年度）

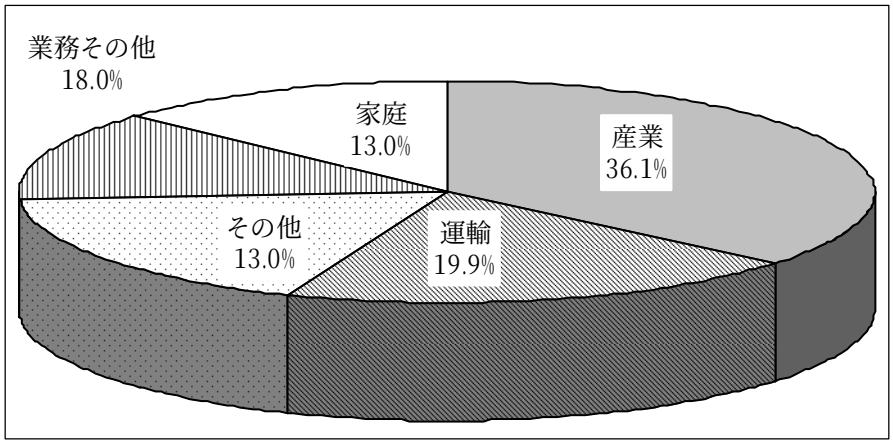

資料：環境省

■ＣＯ2の部門別排出量の推移

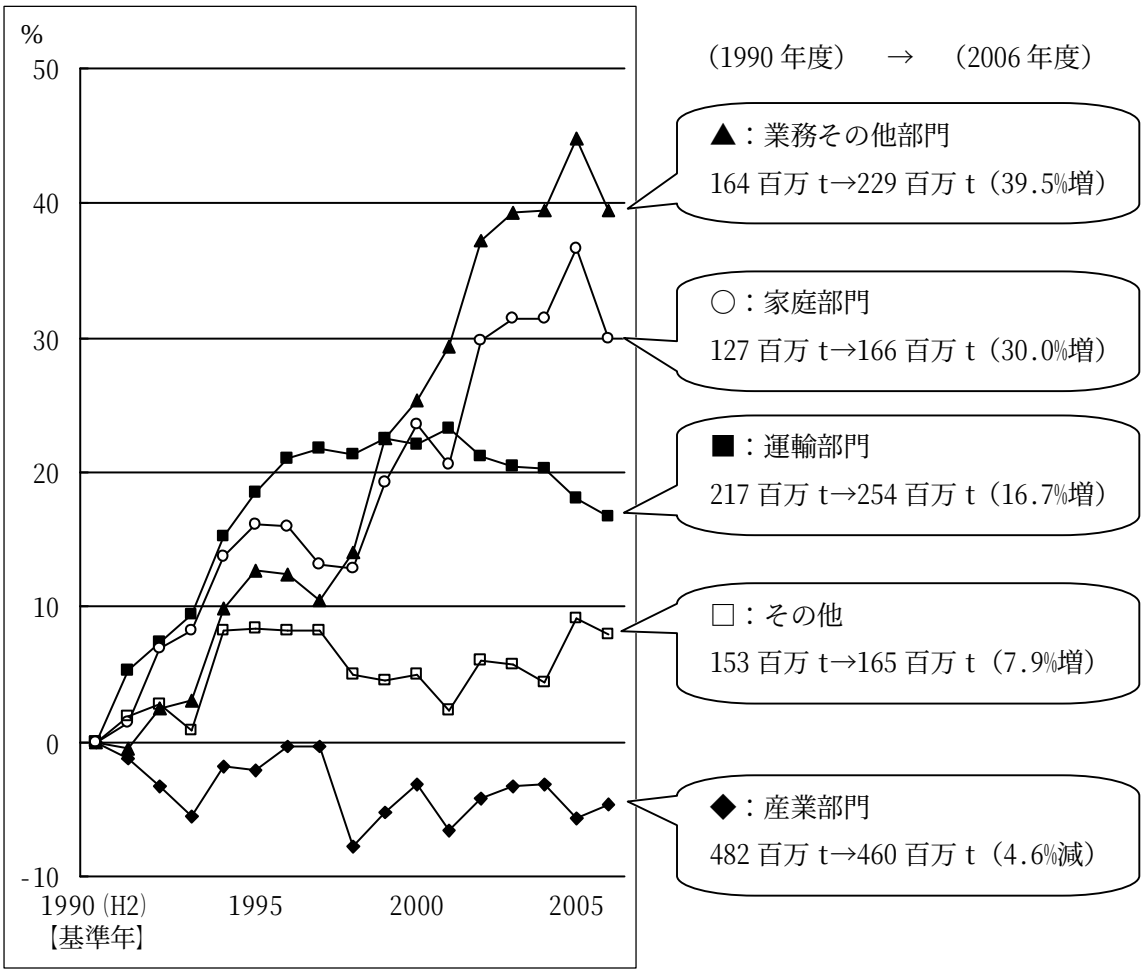

資料：環境省

○室蘭市役所エコオフィスプラン

室蘭市では、市の事務・事業に関し環境負荷の低減を図るとともに、市民や事業者に対し、自主･積極的な取り組みを促すことを目的とした「室蘭市役所エコオフィスプラン（室蘭市環境保全率先実行計画）」を 2002（H14）年 2 月に策定しました。

2007（H19）年に計画の見直しを図り、2005（H17）年度の実績を基準にして、CO_2排出量の削減やコピー用紙使用量の削減等に取り組んでいます。

また、この計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律※42」に基づく「地方公共団体実行計画」に位置付けられています。

■室蘭市の事務・事業におけるCO_2排出量の推移

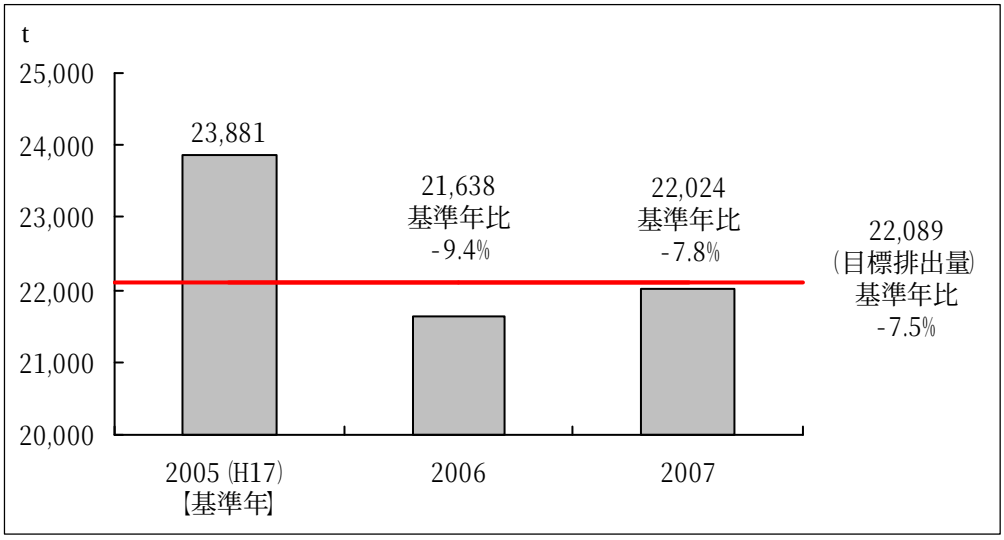

資料：室蘭市

○エコライフの推進

室蘭市では、増加している家庭部門からのCO_2排出量削減のため、環境負荷を減らした地球に優しい暮らし（エコライフ）の実践を啓発しています。

市で作成・配布している「環境家計簿」は、家庭で使用される電気、ガス、灯油などのエネルギー量などからCO_2排出量を簡単に計算できるようになっており、月ごとの環境テーマに沿って、楽しみながらエコライフを実践できる仕組みになっています。

■環境家計簿（左：エコライフのヒント編、右：CO_2算出編）

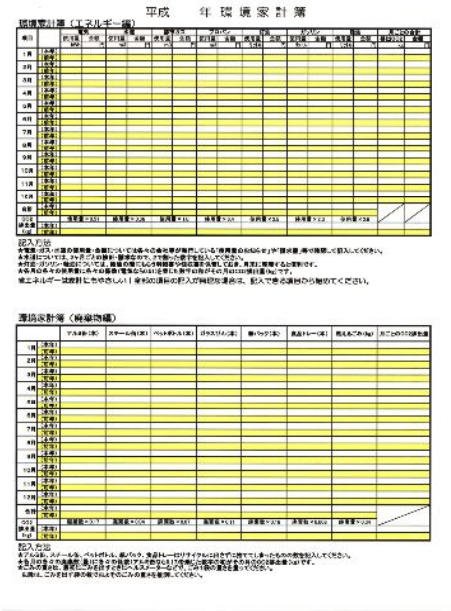

環境家計簿は、各支所等で配布している他、市ホームページからもダウンロードすることができます。
（http://www.city.muroran.lg.jp/main/org3300/indexkakeibo.html）

○室蘭市エコ・チャレンジ通勤

室蘭市職員の通勤時におけるCO_2排出量を削減するための取り組みで、4～11 月の毎月 1 回、自家用車を使用せず、公共交通機関等を利用して通勤することを目指しています。

2008（H20）年 11 月実施時は 945 kg（スギの木 68 本が年間に吸収する量に相当）のCO_2削減となりました。

《課題》

温暖化を防止するためには、増加傾向にある「業務その他部門」と、「家庭部門」におけるCO_2排出量を削減することが重要です。そのためには、一人ひとりが温暖化の現状を理解して、省エネ等を進めることが必要です。

■廃棄物

○一般廃棄物

2007（H19）年度の一般廃棄物の排出量は家庭系・事業系を合わせて 36,964t、このうち、家庭系では市民 1 人 1 日あたり約 535g で、1998（H10）年に実施された家庭系ごみの有料化やリサイクル意識の向上などにより、有料化前の 1997（H9）年度の 793g と比較して、約 33%減少しています。

■一般廃棄物（家庭系・事業系）排出量の推移

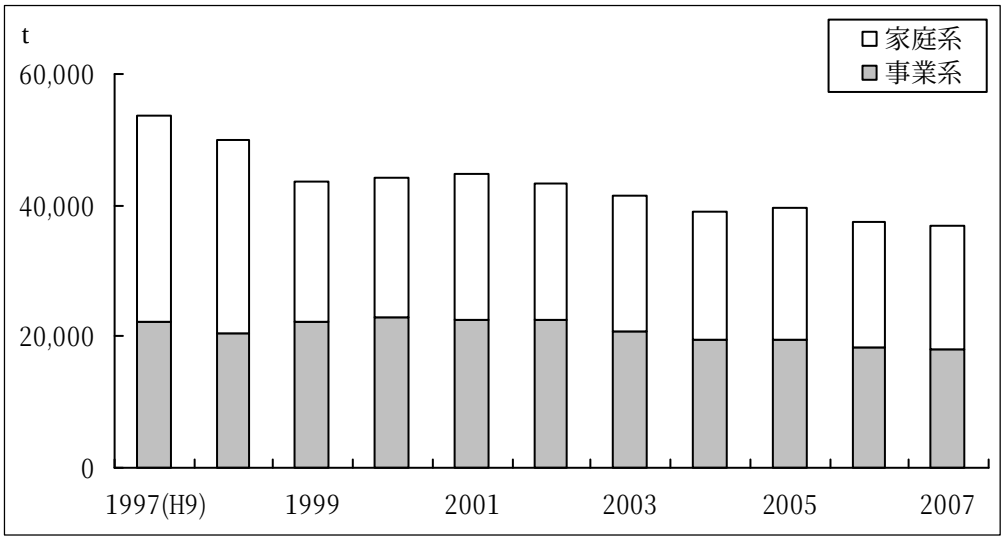

資料：室蘭市

■1 人 1 日あたりのごみ排出量（家庭系）

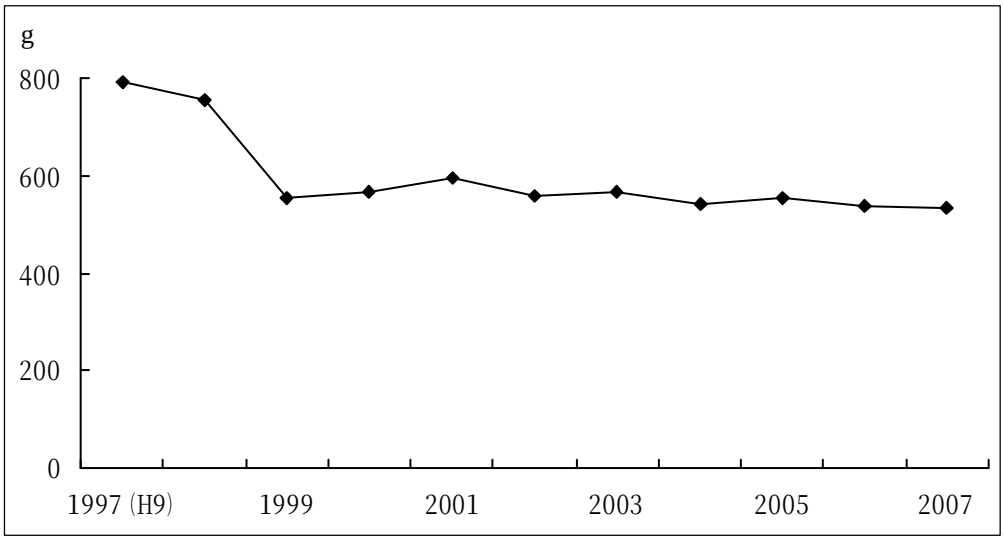

資料：室蘭市

○資源回収

資源回収量は、減量化・リサイクル意識の高まりや分別収集の実施により、有料化前の 1997（H9）年度と比較して約 2.9 倍に増加していますが、ここ数年は横ばいで推移しています。

■資源回収量の推移

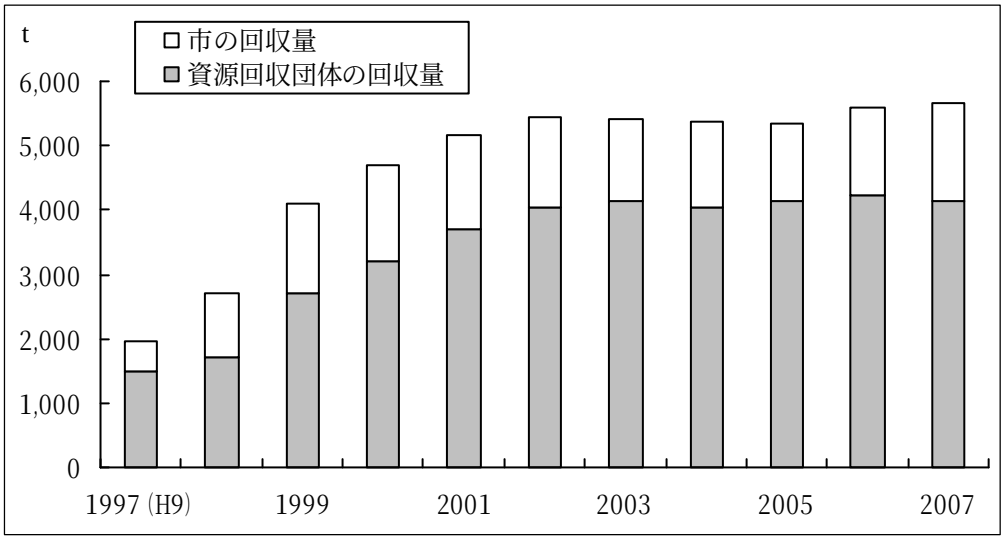

資料：室蘭市

○不法投棄

ごみステーションや観光道路などでは年間 150 件程の不法投棄が見られ、市職員による監視パトロールや警告看板の設置、広報誌による啓発活動を行っています。

■不法投棄件数の推移

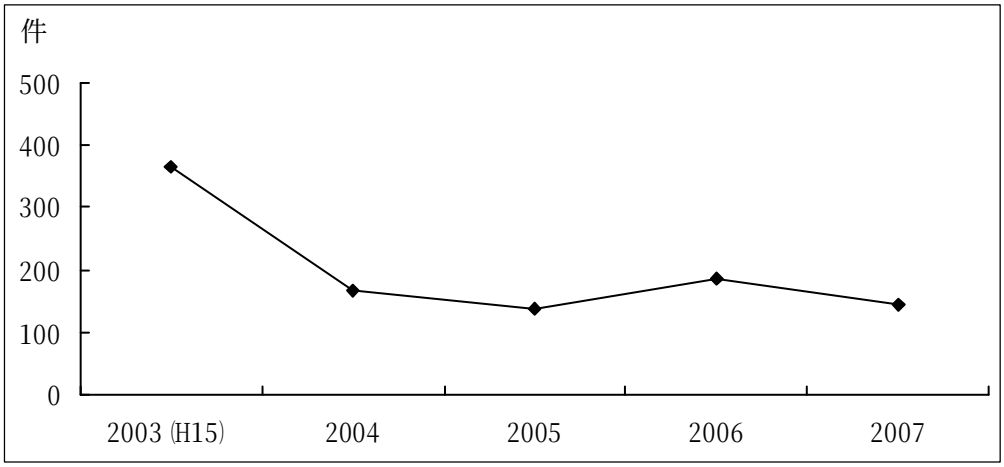

資料：室蘭市

《課題》

市民・事業者・市が一体となって３Ｒ[※43]（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、一層のごみ排出削減、資源の有効活用を図る必要があります。

■環境産業

○環境産業拠点都市

室蘭市では、ものづくりのまちとして蓄積されている高度な産業技術・人材・設備・大学・企業等の研究開発機関や、港湾を始めとする物流機能を活用した環境産業拠点都市を目指し、産学官民が一体となった取り組みを進めています。

2003（H15）年３月に「室蘭地域環境産業拠点形成実施計画[※44]」を策定し、産業副生物のリサイクル事業や、新エネルギー関連の事業化など、地域の産業振興・地域振興、地域内外の環境貢献に資することとしています。

○リサイクル（資源循環）事業

室蘭市では、プラスチック製容器包装や下水道汚泥、石炭灰等の廃棄物、石油精製過程の副生物などを再利用するリサイクル事業が進められています。

プラスチック製容器包装は発電用燃料やプラスチックの原料として、下水道汚泥や石炭灰等の廃棄物はセメント原料や代替燃料として再利用されています。

石油精製過程の副生物である硫黄は、耐酸性や強度に優れた素材にリサイクルされ、耐酸性が求められる温泉設備や下水道等の土木・建築資材として活用されています。

○有害物質処理事業

室蘭市では、2008（H20）年５月から「日本環境安全事業㈱（ＪＥＳＣＯ）」による「北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業」がスタートしました。

本事業では、北海道及び東北・北関東・甲信越・北陸の１道 15 県を処理対象区域とし、高圧トランス・コンデンサ等の電気機器やＰＣＢ油類の処理を行っています。

また、道民・事業者・行政の信頼関係に立脚した処理事業の推進を図るため、北海道及び室蘭市が連携して、学識経験者や各種団体委員、公募委員などで構成する「北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業監視円卓会議※45」を設置し、監視をしています。

円卓会議の内容は、「円卓会議だより」や北海道のホームページで情報提供されており、ＰＣＢ廃棄物の処理状況等はＰＣＢ処理情報センターで公開されています。

ＰＣＢ処理施設

ＰＣＢ処理情報センター

○新エネルギー[※46]事業

室蘭地域は風況に優れ、日本有数の風力発電適地です。祝津地区と入江地区には風力発電施設が設置され、入江運動公園温水プールには、太陽光発電施設も設置されています。

また、製鉄工程における副生ガスからの水素精製や、水素吸蔵合金、燃料電池等の水素エネルギー利用に関する様々な技術開発・研究が行われています。

○事業化・製品化型環境産業

室蘭市では、有機性廃棄物処理、再資源化プラント・システム（バイオガスプラント、コンポスト化プラント等）、新エネルギー関連システム（風力発電システム、水素エネルギー関連システム等）、排水処理装置、微生物を利用した環境浄化・保全技術などの開発や製造が行われています。

《課題》

環境産業拠点都市の形成のため、国や関係機関、企業などと連携して推進する必要があります。

■環境保全活動

○市民団体等による環境保全活動

室蘭市には、市民団体やＮＰＯ法人、企業など積極的に環境保全活動を進めている団体が数多くあり、ノーレジ袋運動の推進、ダンボールコンポストの普及・啓発、植樹などさまざまな活動に取り組んでいます。

また、2004（H16）年より市民協働の一環として始まった『まち「ピカ」パートナー事業』は、登録団体数も年々増加しており、2007（H19）年度末現在で 143 団体、5,221 人が登録しています。

■『まち「ピカ」パートナー事業』登録状況

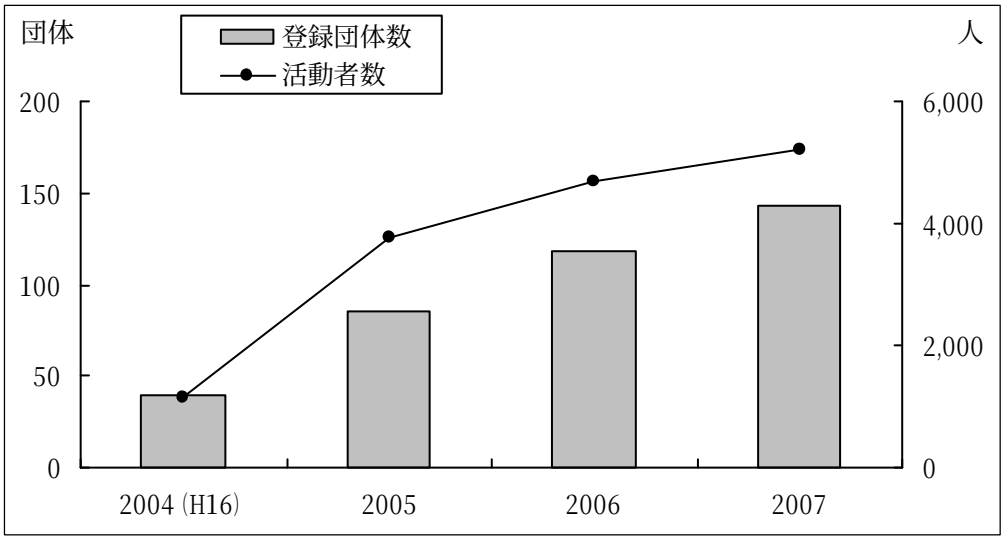

※各年度末における登録数の累計です。　　資料：室蘭市

○環境啓発活動

室蘭市では、６月５日の「環境の日」に合わせて、環境意識啓発のための講演会やフォーラム、展示会などを開催しており、毎年多くの人が参加しています。

町会や市民団体、ＮＰＯ法人、企業、大学等でも環境教室などの自主的な環境学習が進められており、市でも廃棄物や地球温暖化など、環境に関する出前講座などを実施し、情報の発信や、環境意識の向上を図っています。

《課題》

多くの市民や事業者が積極的に環境保全活動に取り組んでいますが、様々な主体が協力・連携した取り組みを推進するため、環境学習による意識の向上、環境に関わる情報の共有化を図り、情報や知識を環境保全活動に結び付けていくことが必要です。

第３章　施策の方向

1　長期的目標

環境への意識が高く自主的に行動する「人」を育て、将来に残す豊かな「自然」を育て、また環境に貢献する「産業」を育てる室蘭市を目指し、

『人と自然と産業を育てるまち　むろらん』

を長期的目標とします。

2　基本目標

長期的目標の下には、各分野に応じた、４つの「基本目標」を設定します。

基本目標Ａ
健康に暮らせるまち

基本施策
１．大気環境対策
２．騒音・振動・悪臭対策

基本目標Ｂ
自然を守り、快適に暮らせるまち

基本施策
１．自然環境の保全
２．生態系の保全
３．快適な生活空間の形成

基本目標Ｃ
地球にやさしい、暮らしと産業のまち

基本施策
１．地球温暖化対策
２．廃棄物対策
３．環境産業の推進

基本目標Ｄ
みんなでより良い環境を創るまち

基本施策
１．自主的・協働した取り組みの推進
２．環境意識の形成と情報の共有化の推進

◎4 つの基本目標

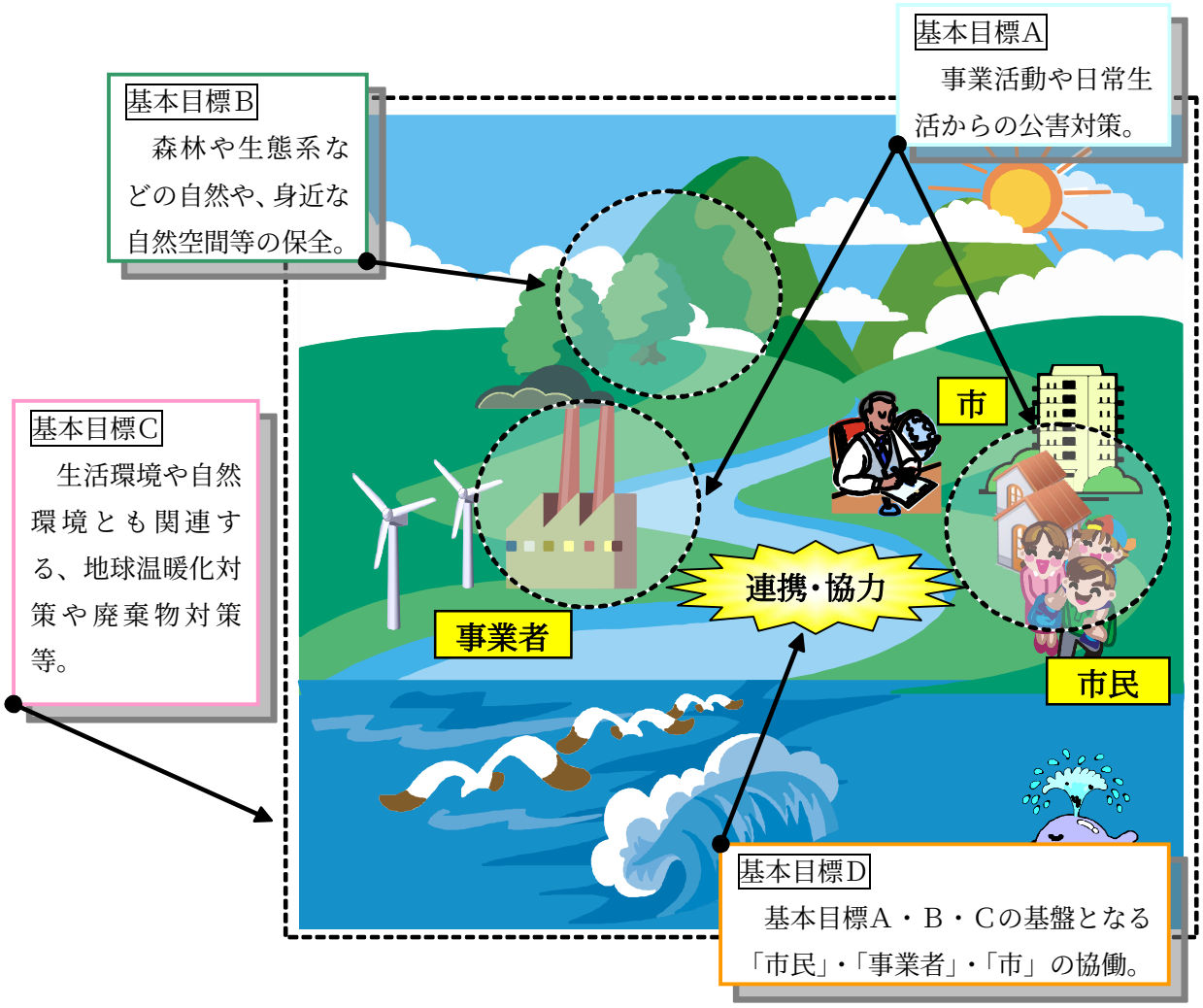

3　基本施策

「基本施策」には、計画の進捗状況を評価する上での目安となる指標を設定します。

《市の施策》　⇒　市が行政として取り組む施策です。

《市民・事業者の取り組み》　⇒　市民と事業者がそれぞれ取り組むべき取り組みです。

※「市民の取り組み」　⇒　●

「事業者の取り組み」　⇒　▲

「市民・事業者の取り組み」　⇒　■

で記載しています。

基本目標　A　― 健康に暮らせるまち ―

基本施策　A－1．大気環境対策

日常生活や事業活動から排出される大気汚染物質等の監視や対策を行い、良好な大気環境を守ります。

指標	現状【2007（H19）】	目標
二酸化いおう	環境基準を達成	環境基準以下を維持する
二酸化窒素		
浮遊粒子状物質		
一酸化炭素		
光化学オキシダント	環境基準を超過	環境基準の達成
有害大気汚染物質	環境基準・指針値を達成	環境基準・指針値以下を維持する
ダイオキシン類	環境基準を達成	環境基準以下を維持する
降下ばいじん量（不溶解性成分）	3.2t/km²/月	現状より減

《市の施策》

○大気汚染常時監視テレメータシステムを運用し、大気環境を監視します。
○国や北海道と連携し、有害大気汚染物質やダイオキシン類などを調査します。
○事業者と連携し、有害大気汚染物質等の調査や対策等を進めます。
○解体工事等におけるアスベスト[※47]等の汚染防止に努めます。
○野焼きを防止するため、パトロールを強化し、指導・啓発に努めます。
○日常生活や事業活動から排出される大気汚染物質等の削減を啓発します。
○大気環境に関する情報を収集し、市民や事業者に提供します。
○排出ガス中の大気汚染物質が少ない低公害車[※48]の普及に努めます。

《市民・事業者の取り組み》　●：市民　▲：事業者　■：市民・事業者

▲事業活動から排出される大気汚染物質等を削減します。

▲解体工事等におけるアスベスト等の飛散防止対策に努めます。

■野焼きをしません。

■有害物質等に関する正しい知識を身に着け、使用や排出を抑制します。また、適正な使用・管理・処分を行います。

■排出ガス中の大気汚染物質が少ない低公害車の利用や導入に努めます。

基本施策　Ａ－２．**騒音・振動・悪臭対策**

騒音・振動・悪臭を監視し、良好な生活環境を守ります。

指標	現状【2007（H19)】	目標
騒音	一般地域 1 地点、道路に面する地域 2 地点で環境基準を超過	環境基準の達成
振動	規制基準以下	規制基準以下を維持する
悪臭	規制基準以下	規制基準以下を維持する

《市の施策》

○騒音・振動・悪臭防止のための監視や啓発に努めます。

《市民・事業者の取り組み》　●：市民　▲：事業者　■：市民・事業者

●騒音・振動・悪臭により、周囲に迷惑をかけないよう配慮し、良好な生活環境を守ります。

▲事業活動に伴う、騒音・振動・悪臭を低減します。

▲建設・解体作業の際は近隣に配慮し、低騒音・低振動機器の使用に努めます。

基本目標　B　―　自然を守り、快適に暮らせるまち　―

基本施策　B－1．自然環境の保全

室蘭のかけがえのない自然を保全するため、豊かな緑や良好な水環境を守ります。

指標	現状【2007（H19）】	目標
BOD	知利別川　3.3mg/ℓ 本輪西川　4.0mg/ℓ	3.0mg/ℓ
COD	環境基準を達成 （C類型地点）	環境基準以下を 維持する
下水道事業中期経営計画に基づく 水洗化率	91.3%	94.4% 【2017（H29）】
生活排水処理基本計画に基づく 生活排水処理率	90.7%	99.6% 【2018（H30）】

《市の施策》

○市民植樹など市民意識の向上に努め、森林保護活動を進めます。
○河川や室蘭港内の水質調査を行います。
○公共下水道を適正に管理し、水洗化を促進します。
○単独処理浄化槽は合併処理浄化槽への切り替えを促進し、適正な管理を啓発します。
○日常生活や事業活動から排出される水質汚濁物質の削減を啓発します。
○節水や水の効率的利用を啓発します。

《市民・事業者の取り組み》　　●：市民　▲：事業者　■：市民・事業者

●油や調理くずなどの水質汚濁の原因となるものを流しません。
▲事業活動や事業の実施にあたっては、自然環境の保全に努めます。
▲事業活動から排出される水質汚濁物質を削減し、排水等の管理を徹底します。
■植樹などの森林保護活動に積極的に参加・協力します。
■公共下水道の利用や水洗化に努めます。

■単独処理浄化槽は合併処理浄化槽に切り替え、適正に管理します。

■農薬等を適正に使用します。

■節水や水の効率的利用を進めます。

基本施策　Ｂ－２．**生態系の保全**

生態系を保全するため、希少動植物の保護や外来種等の適正管理に努めます。

《市の施策》

〇国や北海道などと連携し、希少動植物の保護や外来種の適正管理に努めます。

《市民・事業者の取り組み》　●：市民　▲：事業者　■：市民・事業者

●希少な動植物を捕獲・採取しません。

●外来種を飼育するときは適正な飼育・管理を行います。

▲事業計画や事業の実施にあたっては、生態系の保全に努めます。

ビロードシダ

トケンラン

基本施策　Ｂ－３．**快適な生活空間の形成**

緑や水辺とふれあえる空間の創出や、歴史的・文化的遺産を活かした感性豊かなまちづくりを推進します。

指標	現状	目標
緑の基本計画に基づく都市計画区域に占める公園や緑地の割合	46.0% 【2007（H19)】	47.8% 【2017（H29)】

《市の施策》

○市街地の緑化を進め、老朽化した公園のリニューアルなど、適正な管理を行います。

○緑や水辺などを活用した快適な生活空間の形成に努めます。

○公共建築物等は周囲の景観に配慮します。また、豊かな景観の形成に努めます。

○ごみ拾いなどの美化活動を推進します。

○文化財の保全に努め、室蘭の歴史・文化を伝えていきます。

《市民・事業者の取り組み》　●：市民　▲：事業者　■：市民・事業者

●公園などの緑や水辺とのふれあいを大切にします。

■庭や事業所内の緑化に努め、適正に管理します。また、緑化活動に積極的に参加します。

■建築物は周囲の景観に配慮したものにします。

■美化活動に参加・協力します。

■文化財の保全に努め、室蘭の歴史・文化を継承していきます。

基本目標　Ｃ　― 地球にやさしい、暮らしと産業のまち ―

基本施策　Ｃ－１．地球温暖化対策

省エネルギーや省資源などのエコライフの推進や、太陽光発電や風力発電などの活用を進め、温室効果ガスの削減に努めます。

指標	現状	目標
省エネルギービジョンに基づく室蘭市の最終エネルギー消費量（原油換算）	73.3 万 kℓ 【2000（H12)】	70.7 万 kℓ 【2010（H22)】
室蘭市役所エコオフィスプランに基づく市の事務事業におけるCO_2排出量	23,881t 基準年：【2005（H17)】	22,089 t （基準年比 7.5%減） 【2010（H22)】

《市の施策》

○室蘭市役所エコオフィスプランに基づき、市施設での省エネルギーや省資源を進めます。

○グリーン購入法に基づき、環境に配慮した製品を優先して利用する、グリーン購入※49を推進します。

○エコドライブ※50や公共交通機関の利用を推進します。

○環境家計簿などを通して、市民へのエコライフの普及を進めます。

○太陽光発電や風力発電などの利用普及に努めます。

《市民・事業者の取り組み》

●：市民　▲：事業者　■：市民・事業者

●環境家計簿を利用して、家庭からのCO_2排出量を自ら知り、どのような方法で減らせるかを考え、行動します。

●家庭用太陽光発電に関心を持ち、利用に努めます。

▲事業活動における省エネルギーや省資源を進めます。

▲太陽光発電や風力発電などの利用や、廃熱などの未利用エネルギーの利用に努めます。

■環境に配慮した製品の購入やサービスの利用に努めます。

■エコドライブに努めるとともに、公共交通機関を利用します。

基本施策　Ｃ－２．**廃棄物対策**

循環型社会の形成に向けて、３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）を推進します。また、適正な廃棄物処理を行います。

指標		現状	目標【2015（H27）】
一般廃棄物処理基本計画に基づくごみの排出量		37,363t 基準年：【2006（H18）】	35,495 t （基準年比 5%減）
同計画に基づく資源回収量	市の回収量	1,365 t 【2006（H18）】	1,614 t
	資源回収団体の回収量	4,239 t 【2006（H18）】	4,692 t

《市の施策》

○ノーレジ袋運動や過剰包装の抑制、マイバック利用の推進などのリデュースを進めます。

○再使用できる商品の購入などのリユースを進めます。

○分別収集の啓発やリサイクル製品の利用などのリサイクルを進めます。

○廃食油のバイオディーゼル燃料[※51]化などのリサイクルを進めます。

○落ち葉や剪定樹枝等のリサイクルについて検討を進めます。

○ポイ捨てや不法投棄を防止し、適正なごみ出しルールを啓発します。

《市民・事業者の取り組み》　●：市民　▲：事業者　■：市民・事業者

●レジ袋や過剰包装を断り、マイバックやマイバスケットを利用するなどのリデュースを進めます。

●資源ごみを正しく分別し、リサイクルを進めます。また、リサイクル製品を積極的に利用します。

●ごみのポイ捨てや不法投棄、野焼きをしません。また、ごみ出しルールを守ります。

▲ノーレジ袋運動やマイバックの推奨、過剰包装の抑制などのリデュースを進めます。

▲資源物を正しく分別し、リサイクルを進めます。また、リサイクル製品の開発や利用・販売を進めます。

▲産業廃棄物の不法投棄、野焼きをしません。

■再使用できる商品の購入などのリユースを進めます。

基本施策　Ｃ－３．**環境産業の推進**

高度な技術基盤や人材、大学等の研究開発機能等を活かし、循環型社会の形成や環境に貢献する環境産業拠点都市を目指します。

指標	現状【2007（H19）】	目標【2017（H29）】
地域エネルギー資源（風力・水素・廃熱等）を利用した事業の数	風力発電事業 太陽光発電事業	現状より増

《市の施策》

○企業や大学等の研究機関、行政が連携して環境産業の誘致や育成を進めます。

○リサイクル事業や有害物質の処理事業、新エネルギー事業等を事業実施主体と連携し、環境関連法令に則って適正に推進します。

《市民・事業者の取り組み》　●：市民　▲：事業者　■：市民・事業者

▲環境産業の推進にあたっては、事業の安全性の確保や情報の公開等に努めます。

▲環境に配慮した製品の開発やサービスの提供に努めます。

■環境に配慮した製品を優先して利用する、グリーン購入に努めます。

入江地区の太陽光発電

基本目標　D　― みんなでより良い環境を創るまち ―

基本施策　D－1．自主的・協働した取り組みの推進

市民や事業者など、さまざまな主体が自主的かつ協力・連携しながら環境保全活動を推進します。

指標	現状【2007（H19）】	目標【2017（H29）】
市民活動センターの登録団体数	59 団体（累計）	現状より増
利用者数	5,909 人	6,500 人

《市の施策》

○市民や市民団体、ＮＰＯ法人、事業者、大学等の活動の活性化・支援を進めます。

○市民や市民団体、ＮＰＯ法人、事業者、大学等の連携を促進します。

《市民・事業者の取り組み》　　●：市民　▲：事業者　■：市民・事業者

■環境保全活動に積極的に取り組みます。

■地域の環境保全活動などには積極的に参加します。

■さまざまな団体等が協力・連携した環境保全活動を進めます。

「リサイクル協働市民協議会」による
みたら・マリーナ周辺での啓発活動

基本施策　Ｄ－２．**環境意識の形成と情報の共有化の推進**

環境学習や環境に関わる情報の共有化などを通して意識の向上を図り、環境に優しい行動を広げていきます。

《市の施策》

○「年次報告書（環境白書）」を通して、市民や企業等への情報提供を進め、情報の共有化を図ります。

○「こどもエコクラブ※52」などの環境学習や講演会を通して、市民や次世代を担う子どもたちの環境意識の向上を図ります。

○環境保全活動を実践している個人や団体を「環境マイスター」に認定し、環境教育や環境学習を連携して推進します。

《市民・事業者の取り組み》　●：市民　▲：事業者　■：市民・事業者

▲環境報告書等を通して、環境に関わる情報の発信に努めます。

▲従業員への環境教育や環境学習の場の提供に努めます。

■環境に関わる講演会や学習会には積極的に参加し、環境保全行動に結び付けていきます。

「環境の日」講演会

第４章 計画管理

1 計画の推進体制

環境基本計画を実効性のあるものとし、確実に推進するために、室蘭市環境保全推進会議や室蘭市環境審議会で計画管理を行います。

■室蘭市環境保全推進会議

室蘭市環境保全推進会議は、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として庁内に設置しています。

推進会議は、計画の進捗状況の把握や点検・評価を行います。

■室蘭市環境審議会

室蘭市環境審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、室蘭市環境基本条例第 30 条に基づき設置しています。

環境審議会は学識経験者や各種団体、公募委員で構成され、計画の策定や見直し、進捗状況等について意見や提言を行います。

2　計画の進行管理

環境基本計画の進行管理については、2010（H22）年度から、前年度の取り組み状況をまとめた年次報告書（環境白書）を作成し、市民や事業者の意見を求め、計画に反映させながら推進していきます。

◎進行管理フローチャート

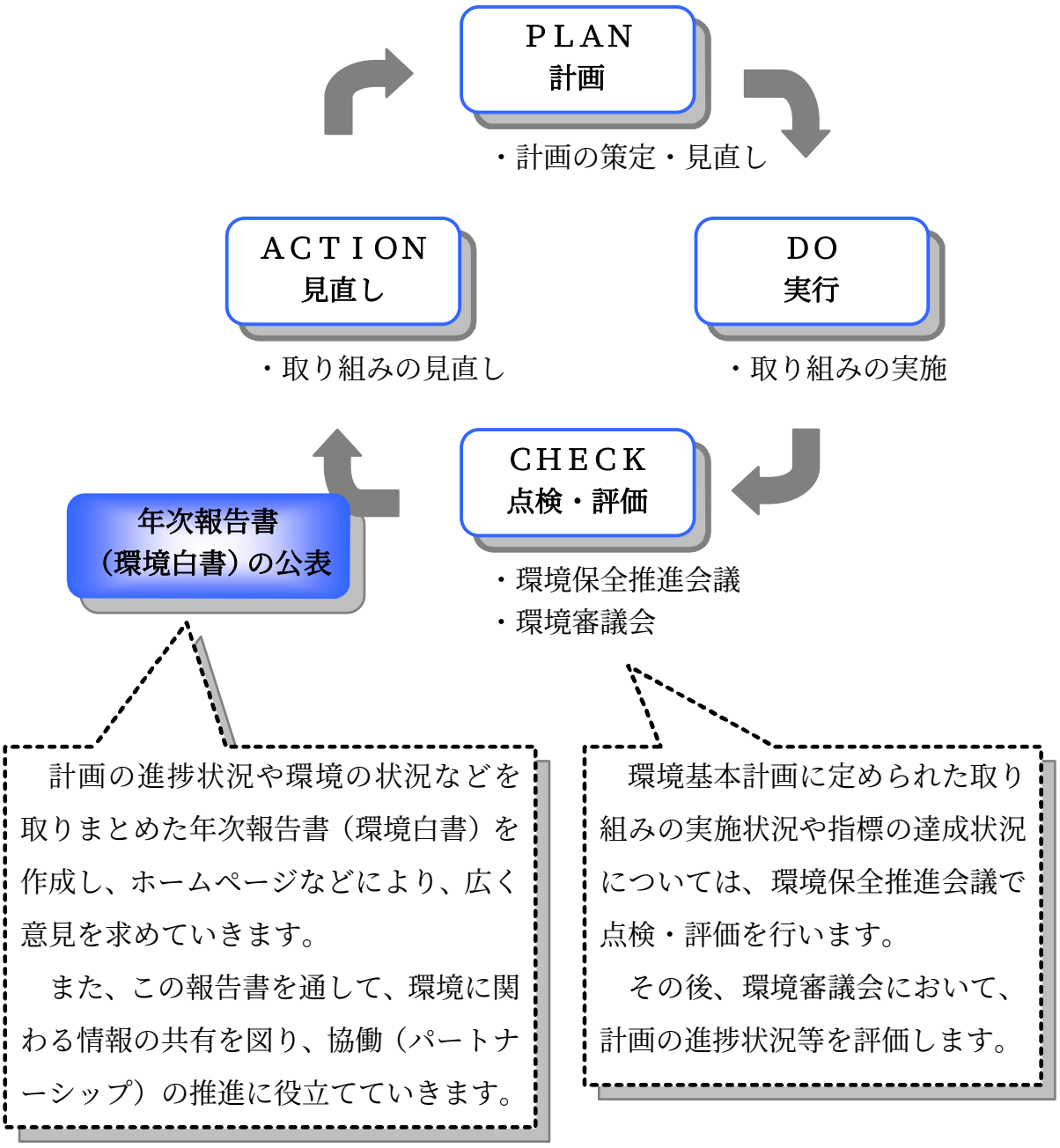

参　考　資　料

１．市の施策に関する担当部署一覧　・・・　48

２．環境に関するアンケート調査結果　・・・　52

３．室蘭市環境基本計画の策定経緯　・・・　65

４．室蘭市環境審議会委員名簿　・・・　66

５．室蘭市環境基本条例　・・・　67

６．用語解説　・・・　75

参考資料

1　市の施策に関する担当部署一覧

基本目標　A　― 健康に暮らせるまち ―

基本施策　A－1．大気環境対策	
○大気汚染常時監視テレメータシステムを運用し、大気環境を監視します。	環境対策課
○国や北海道と連携し、有害大気汚染物質やダイオキシン類などを調査します。	
○事業者と連携し、有害大気汚染物質等の調査や対策等を進めます。	
○解体工事等におけるアスベスト等の汚染防止に努めます。	
○野焼きを防止するため、パトロールを強化し、指導・啓発に努めます。	
○日常生活や事業活動から排出される大気汚染物質等の削減を啓発します。	
○大気環境に関する情報を収集し、市民や事業者に提供します。	
○排出ガス中の大気汚染物質が少ない低公害車の普及に努めます。	

基本施策　A－2．騒音・振動・悪臭対策	
○騒音・振動・悪臭防止のための監視や啓発に努めます。	環境対策課

基本目標　Ｂ　― 自然を守り、快適に暮らせるまち ―

基本施策　Ｂ－１．自然環境の保全	
○市民植樹など市民意識の向上に努め、森林保護活動を進めます。	都市計画課
○河川や室蘭港内の水質調査を行います。	環境対策課
○公共下水道を適正に管理し、水洗化を促進します。	水道部
○単独処理浄化槽は合併処理浄化槽への切り替えを促進し、適正な管理を啓発します。	リサイクル清掃課
○日常生活や事業活動から排出される水質汚濁物質の削減を啓発します。	環境対策課
○節水や水の効率的利用を啓発します。	環境対策課 水道部

基本施策　Ｂ－２．生態系の保全	
○国や北海道などと連携し、希少動植物の保護や外来種の適正管理に努めます。	環境対策課 農水産課

基本施策　Ｂ－３．快適な生活空間の形成	
○市街地の緑化を進め、老朽化した公園のリニューアルなど、適正な管理を行います。	都市計画課
○緑や水辺などを活用した快適な生活空間の形成に努めます。	
○公共建築物等は周囲の景観に配慮します。また、豊かな景観の形成に努めます。	建築課
○ごみ拾いなどの美化活動を推進します。	リサイクル清掃課
○文化財の保全に努め、室蘭の歴史・文化を伝えていきます。	生涯学習課

基本目標　C　― 地球にやさしい、暮らしと産業のまち ―

基本施策　C－1．地球温暖化対策	
○室蘭市役所エコオフィスプランに基づき、市施設での省エネルギーや省資源を進めます。	環境対策課
○グリーン購入法に基づき、環境に配慮した製品を優先して利用する、グリーン購入を推進します。	
○エコドライブや公共交通機関の利用を推進します。	
○環境家計簿などを通して、市民へのエコライフの普及を進めます。	
○太陽光発電や風力発電などの利用普及に努めます。	産業振興課

基本施策　C－2．廃棄物対策	
○ノーレジ袋運動や過剰包装の抑制、マイバック利用の推進などのリデュースを進めます。	リサイクル清掃課
○再使用できる商品の購入などのリユースを進めます。	
○分別収集の啓発やリサイクル製品の利用などのリサイクルを進めます。	
○廃食油のバイオディーゼル燃料化などのリサイクルを進めます。	
○落ち葉や剪定樹枝等のリサイクルについて検討を進めます。	都市計画課
○ポイ捨てや不法投棄を防止し、適正なごみ出しルールを啓発します。	リサイクル清掃課

基本施策　C－3．環境産業の推進	
○企業や大学等の研究機関、行政が連携して環境産業の誘致や育成を進めます。	産業振興課
○リサイクル事業や有害物質の処理事業、新エネルギー事業等を事業実施主体と連携し、環境関連法令に則って適正に推進します。	

基本目標　Ｄ　― みんなでより良い環境を創るまち ―

基本施策　Ｄ－１．自主的・協働した取り組みの推進	
○市民や市民団体、ＮＰＯ法人、事業者、大学等の活動の活性化・支援を進めます。	市民活動推進課
○市民や市民団体、ＮＰＯ法人、事業者、大学等の連携を促進します。	

基本施策　Ｄ－２．環境意識の形成と情報の共有化の推進	
○「年次報告書（環境白書）」を通して、市民や企業等への情報提供を進め、情報の共有化を図ります。	環境対策課
○「こどもエコクラブ」などの環境学習や講演会を通して、市民や次世代を担う子どもたちの環境意識の向上を図ります。	
○環境保全活動を実践している個人や団体を「環境マイスター」に認定し、環境教育や環境学習を連携して推進します。	

2　環境に関するアンケート調査結果

1．調査目的

市民・中学生・事業者の環境問題への関心や意識等を調査し、今後の室蘭市の環境保全や、「室蘭市環境基本計画」への基礎資料とする。

2．調査地域

室蘭市行政区域

3．調査対象

一般市民・中学２年生・事業者

4．調査期間

平成 17 年 3 月 10 日　～　3 月 25 日

5．調査方法

郵送配布・郵送回収（中学生は各学校に依頼）

6．回収率

調査対象	有効回収数（票）	回収率（%）
市民	1194	39.8
事業者	141	46.2
中学生	318	100.0

7．調査結果

（1）地域の環境の満足度

環境に対する満足度は、市民の方が中学生よりも高い。

市民、中学生とも「緑の豊かさ」、「自然の景観」の満足度は高いが、「公園や運動場等の施設」、「海や川のきれいさ」、「空き缶やゴミのポイ捨て等の環境マナー」に不満を持っている。

また「空気のきれいさ」、「海や川のきれいさ」は市民の満足度は高いが中学生の満足度は低くなっている。

Q．地域の環境に関して、普段どのように感じているか。（各項目単数回答）

【調査対象：市民、中学生】

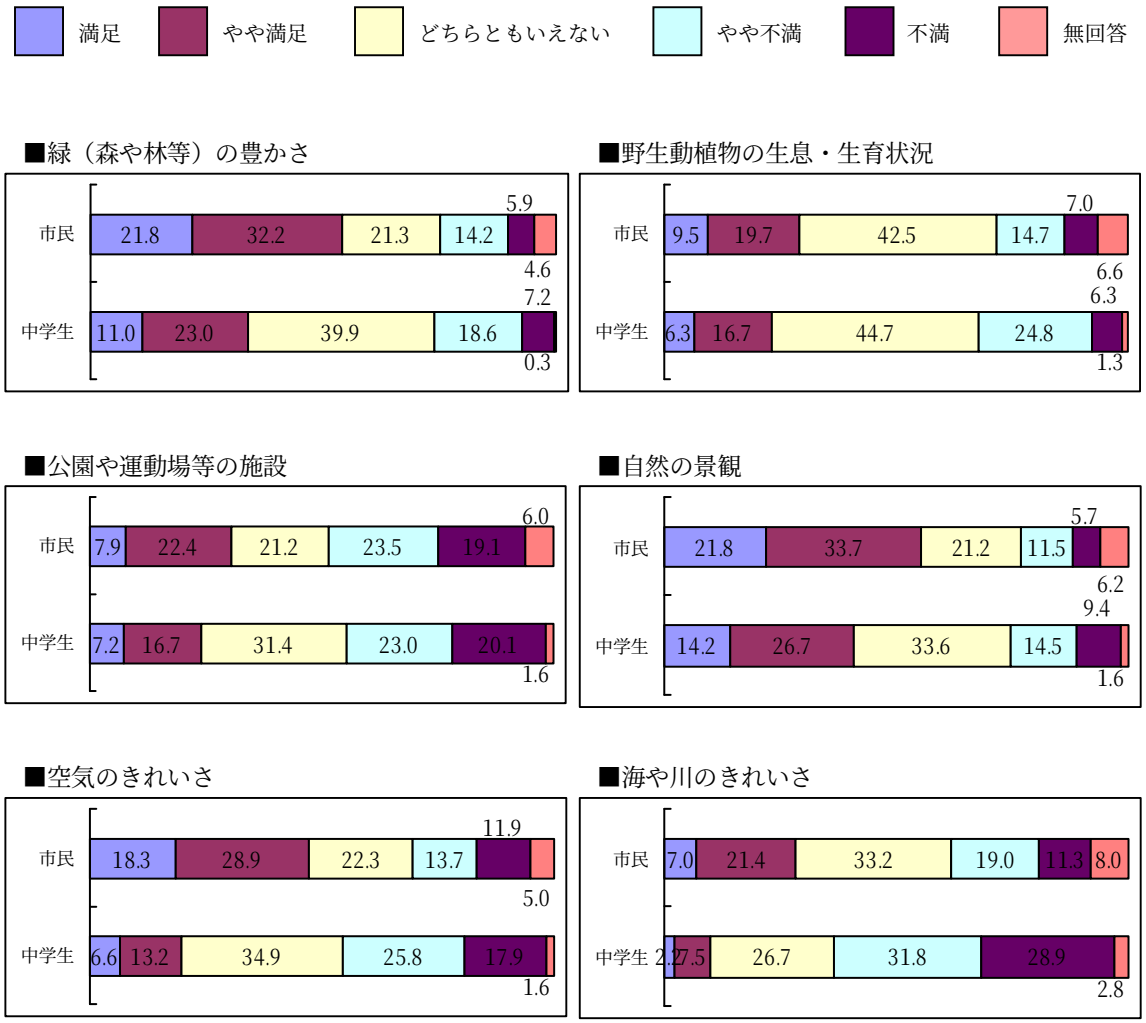

■振動（車両、工事現場等から）の少なさ

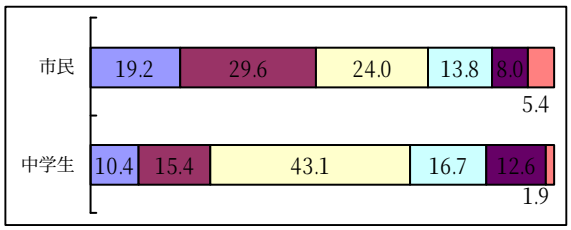

■騒音（車の音等）の少なさ

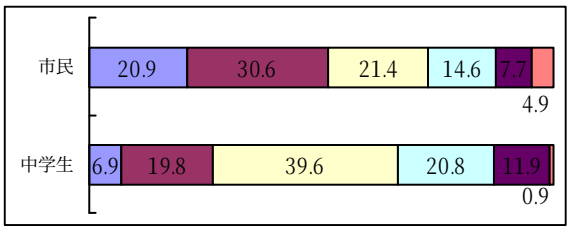

■臭い（悪臭）の少なさ

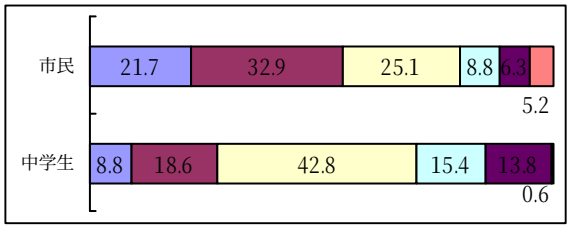

■まちなみの美しさ

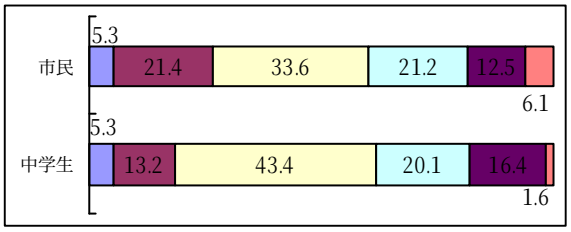

■ゴミの分別マナーについて

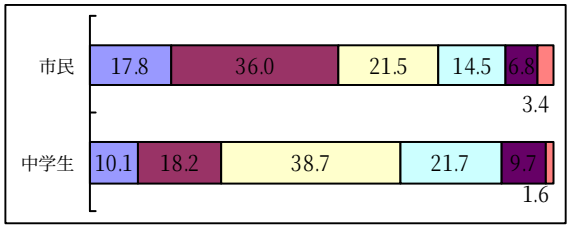

■空き缶やゴミのポイ捨て等の環境マナーについて

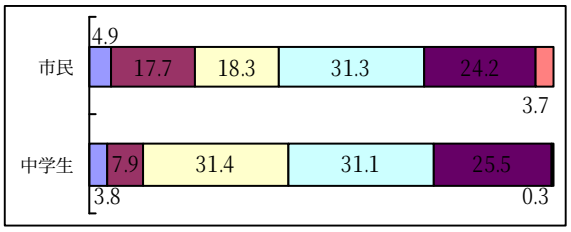

（２）環境問題への関心

環境問題への関心は、市民の方が中学生よりも高い。市民、中学生とも「地球温暖化」に対する関心が高く、また中学生は「海、川等の水環境」、「大気環境」への関心が高い。

事業者は環境保全につながる産業や、環境マネジメントシステムへの関心が高いが、人材、資金等の面から事業化等の具体的な対応に至っていないところが多い。

Q．環境問題に関して、どの程度の関心があるか。（各項目単数回答）

【調査対象：市民、中学生】

とても関心がある　関心がある　あまり関心がない　関心がない　無回答

■地球温暖化

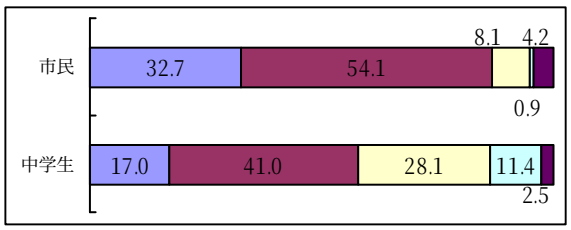

■オゾン層の破壊

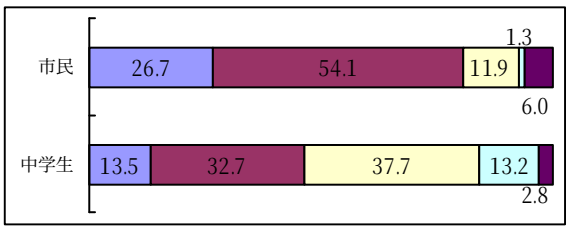

■酸性雨

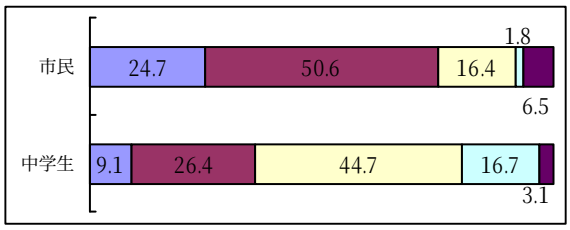

■自動車の排気ガスや工場の煙等による大気環境

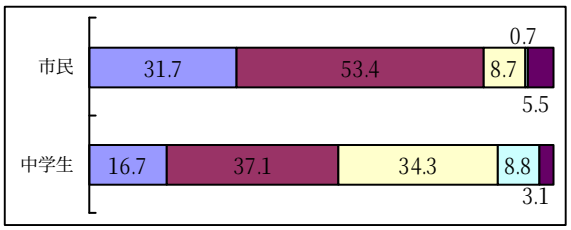

■海、川等の水環境

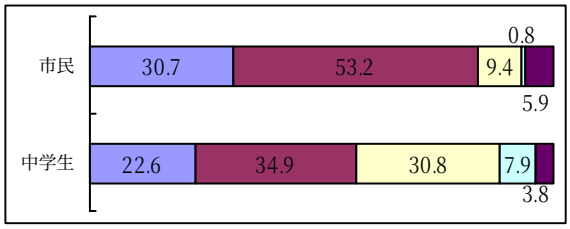

■騒音

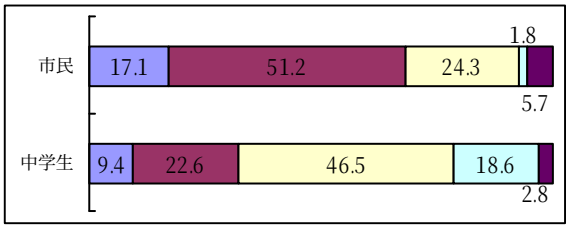

■振動

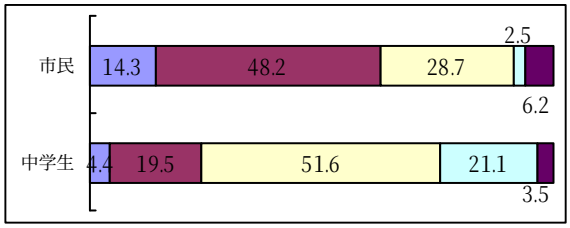

■悪臭

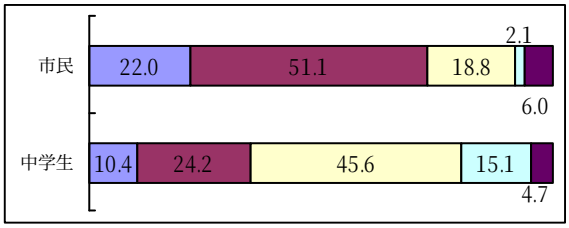

■土壌や地下水汚染

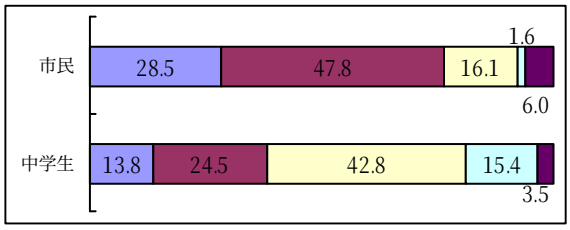

■資源の再利用・リサイクル

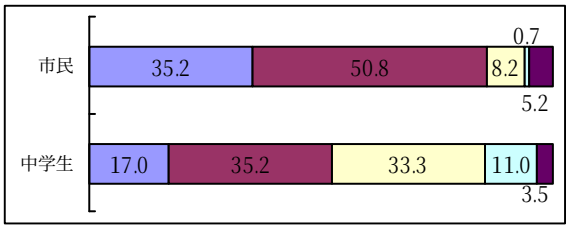

■廃棄物の発生抑制や不法投棄等

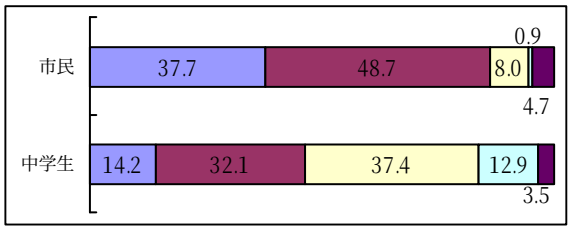

■公園、街路樹やまちなみ等

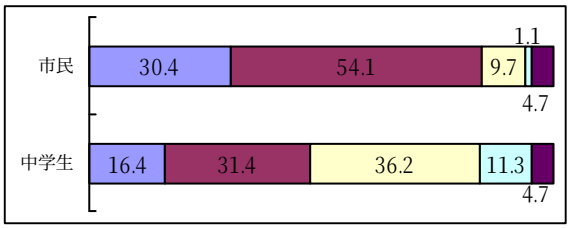

■森や林等の自然環境

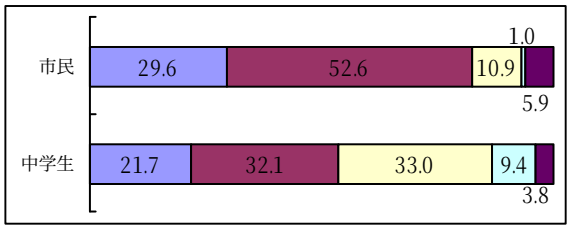

■野生動植物の生息・生育

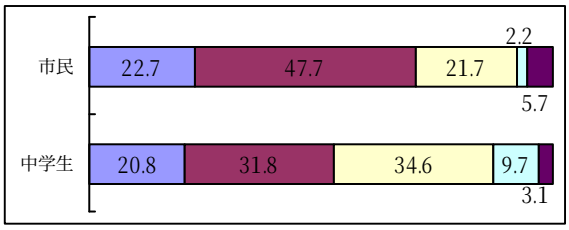

Q．環境の保全につながる産業（リサイクル、エネルギー有効利用技術等、環境に関わる問題点・課題の解決に寄与するもの）に関心を持っているか。（単数回答）

【調査対象：事業者】

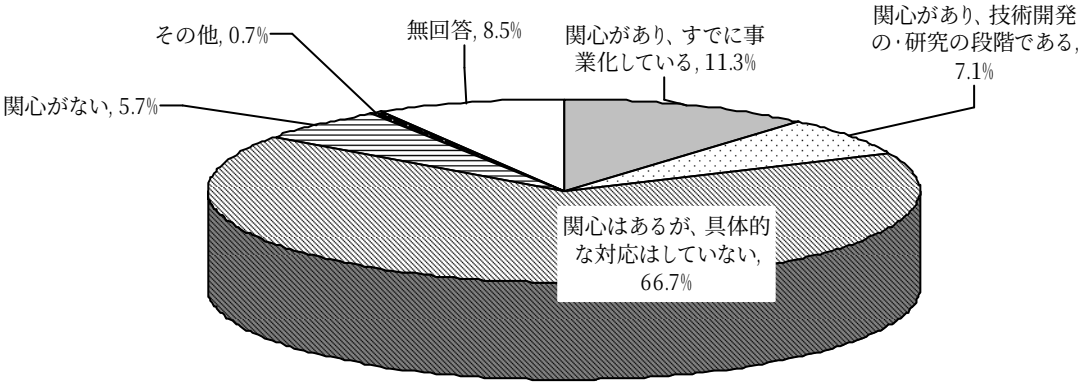

Q．事業所のＩＳＯ１４０００シリーズ（環境マネジメントシステム）の取得状況について。（複数回答）

【調査対象：事業者】

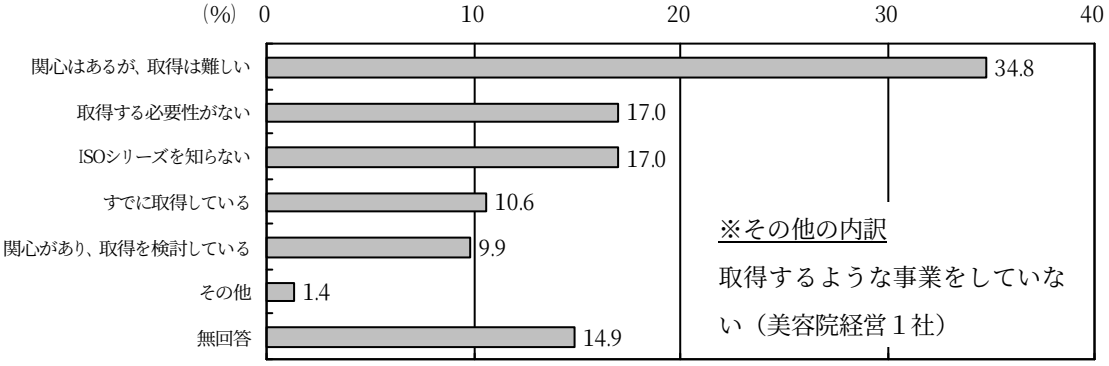

Q．ＩＳＯ１４０００シリーズの認証取得に関する障害について。（複数回答）

【調査対象：事業者】

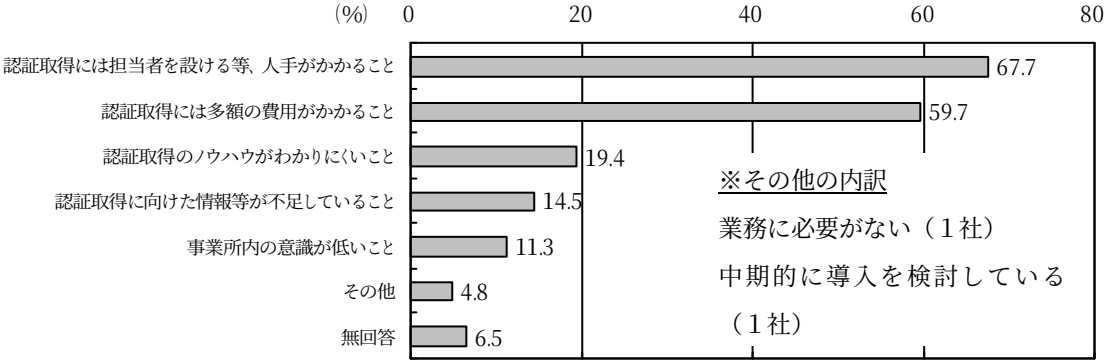

（3）環境問題に対する意識

市民、中学生ともに環境問題に対し危機感を持っており、積極的に取り組むべきだと考えているが、環境保全活動への参加意欲はやや低い。

事業者は、環境問題への取り組みは「重要であり」かつ「企業の社会責任」であると意識しており、それが「コスト削減につながる」ことも自覚しているが、「資金」、「ノウハウ」、「情報」の不足と、「手間や時間がかかる」ことが障害となっている。

Q．環境問題についてどのように考えているか。（各項目単数回答）

【調査対象：市民、中学生】

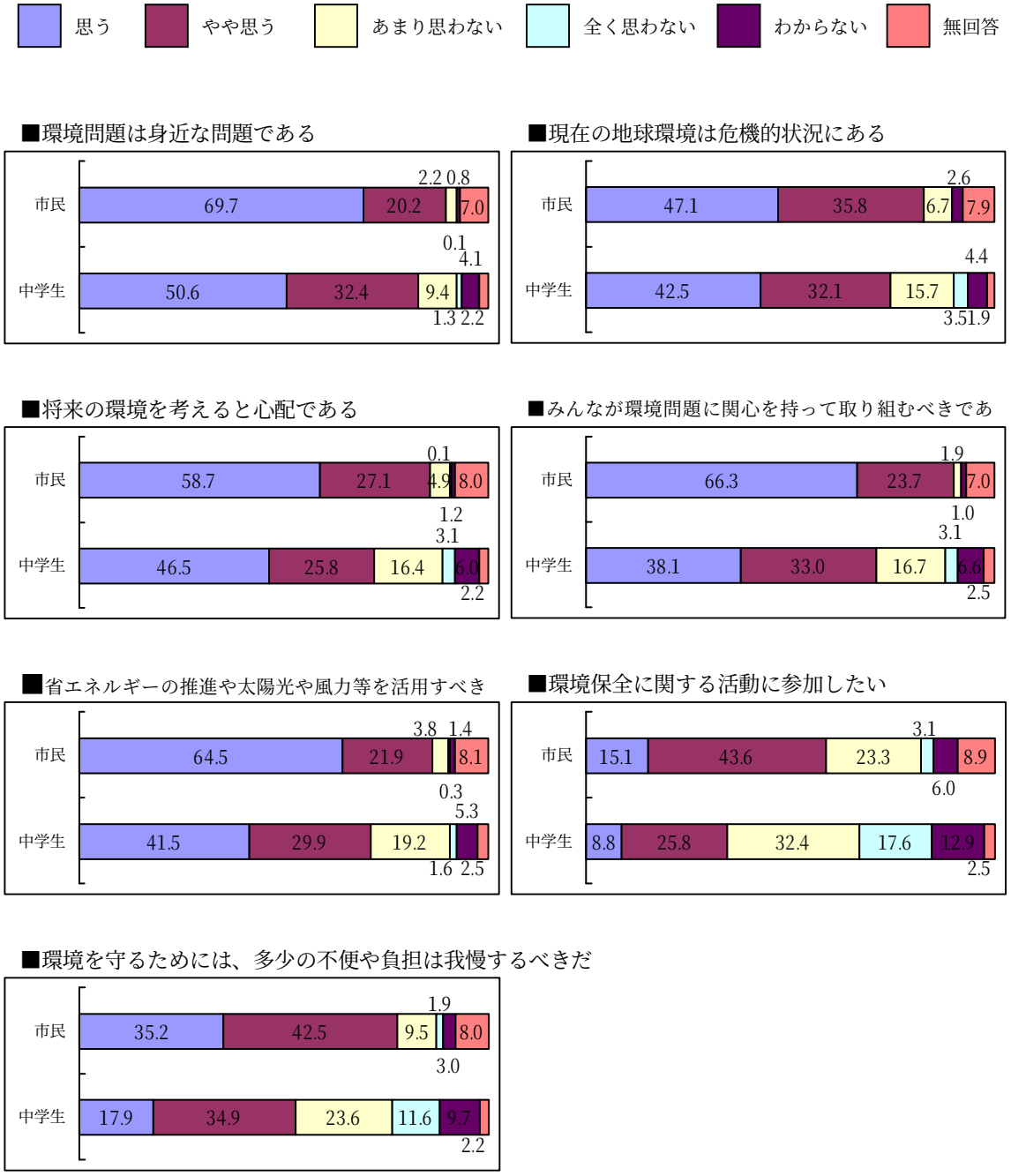

Q．事業所が環境保全や環境に配慮する行動に取り組む理由。（複数回答）

【調査対象：事業者】

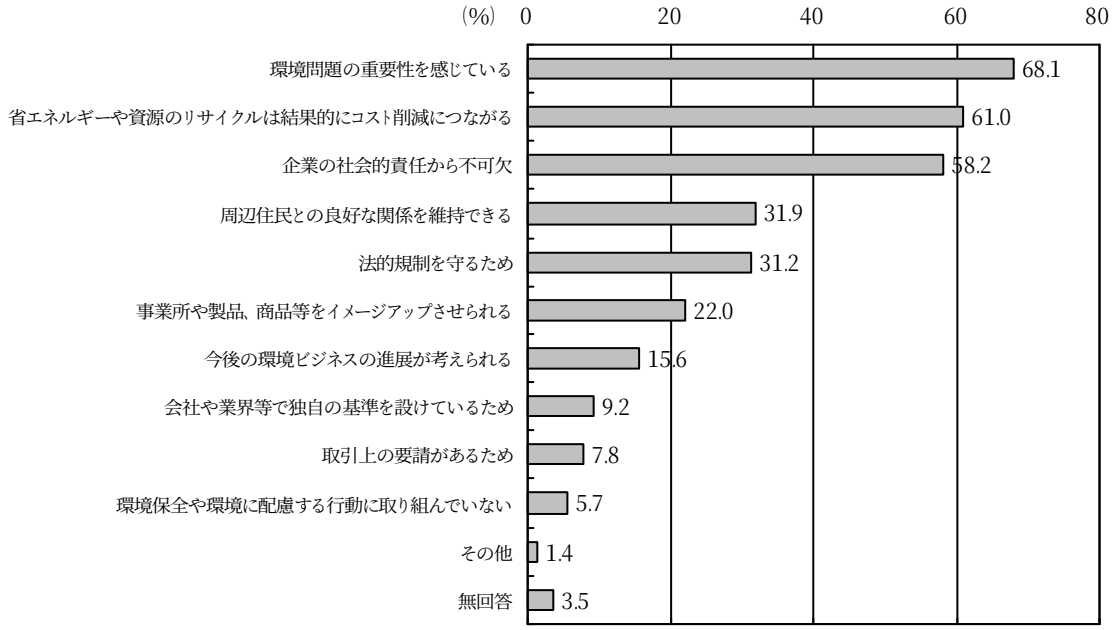

Q．事業所が環境保全や環境に配慮する行動を進める上で、支障になっていること。（複数回答）

【調査対象：事業者】

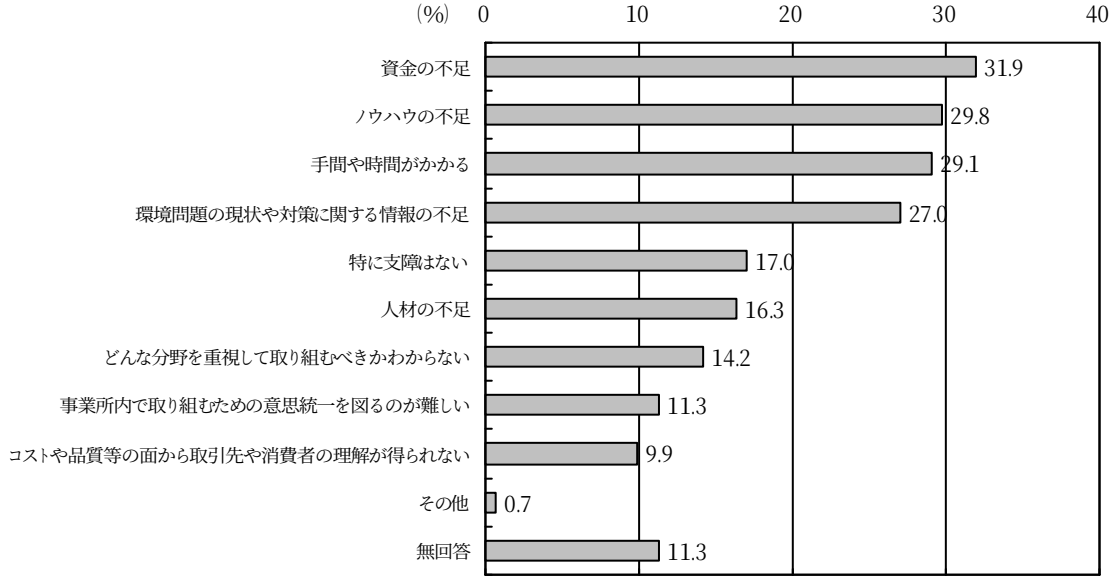

（４）環境問題に関する情報源

市民の環境問題についての情報源は「テレビ」「新聞」などのマスコミに集中しており、中学生は「地球全体の環境について」の関心が高い。

また、環境への取り組みに関する報告書を作成している事業者は１割程度と非常に少ない。

Q．環境についての情報や知識を何で学習しているか。（複数回答）

【調査対象：市民】

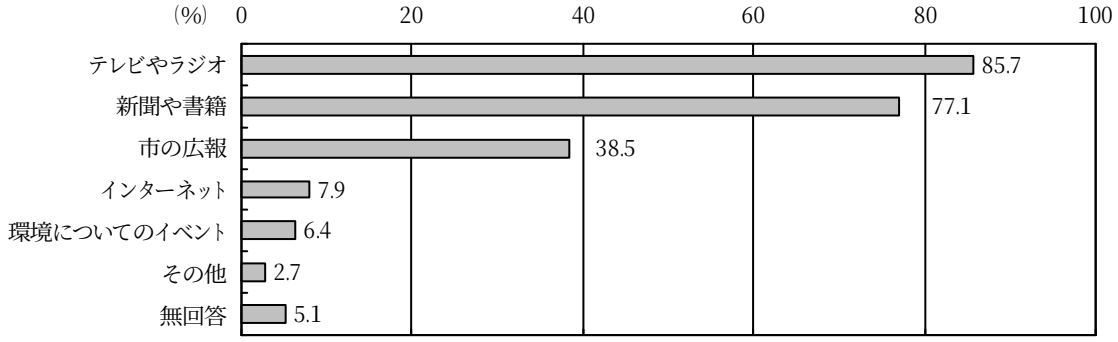

Q．環境ついて、特にどのような事を知りたいか。（2 項目選択）

【調査対象：中学生】

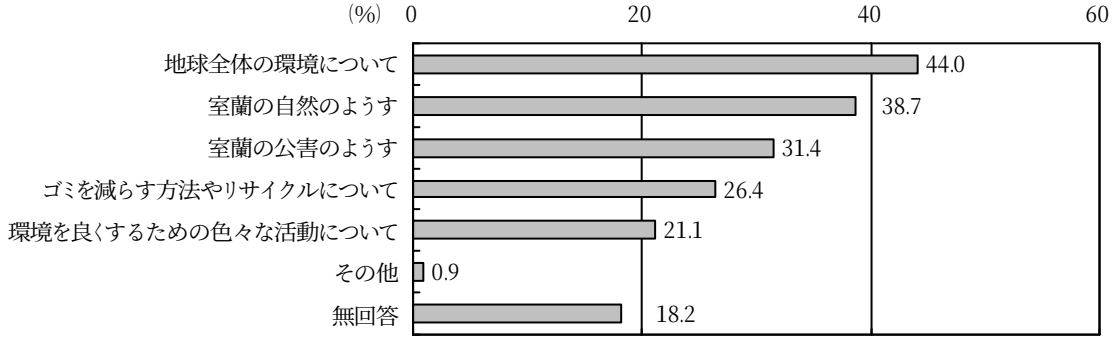

Q．環境への取り組みに関する報告書を作成しているか。（単数回答）

【調査対象：事業者】

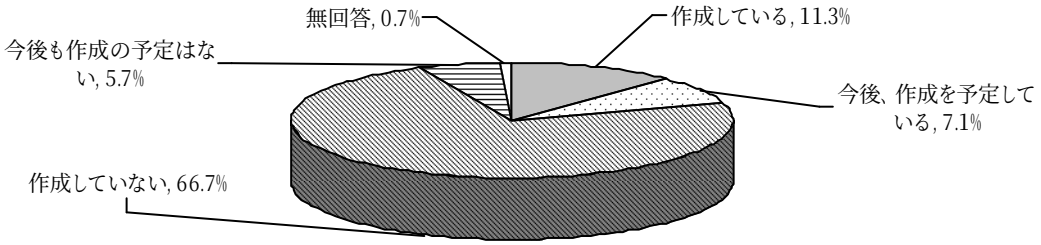

（5）環境問題に対する日常の取り組み

市民、中学生、事業者とも、「ゴミの分別」、「ゴミの減量化」、「節電・節水」に取り組んでいる。電気・水等を無駄にしないことに取り組んでいる。特に、中学生は、ポイ捨てなどの環境マナーを守る意識が強い。

また、事業者の半数以上が「道路や公園の清掃、緑化活動等」に参加・協力しており、「地域の環境保全活動や団体への支援」についても検討中を含め、肯定的な意見が半数程となっている。

Q．日常生活の中で環境を良くするための行動にどの程度取り組んでいるか。（複数回答）

【調査対象：市民】

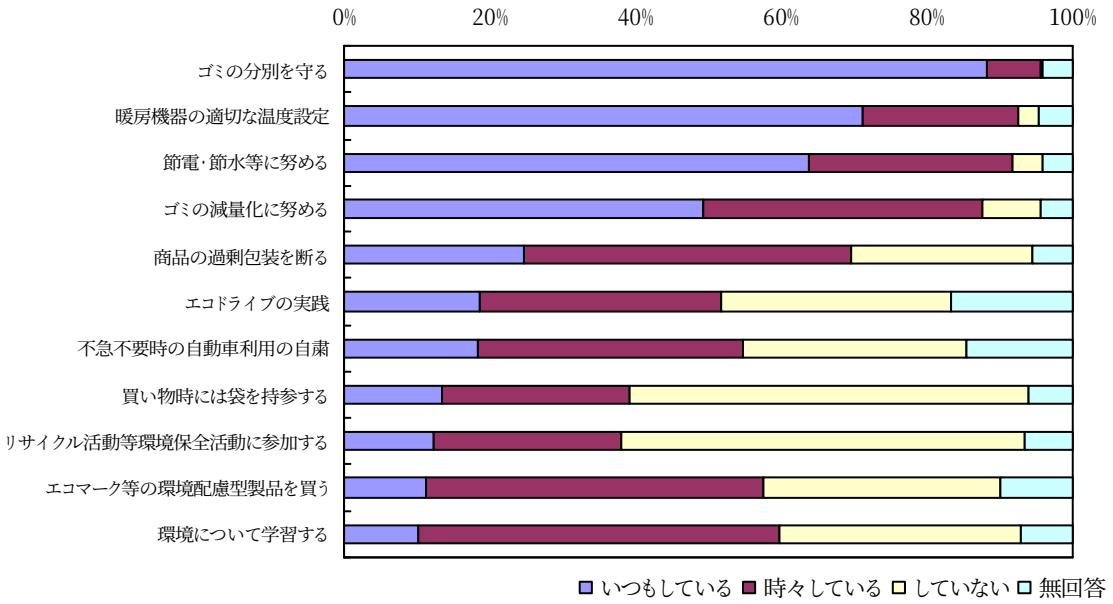

Q．生活の中で、環境について気をつけていることはあるか。（複数回答）

【調査対象：中学生】

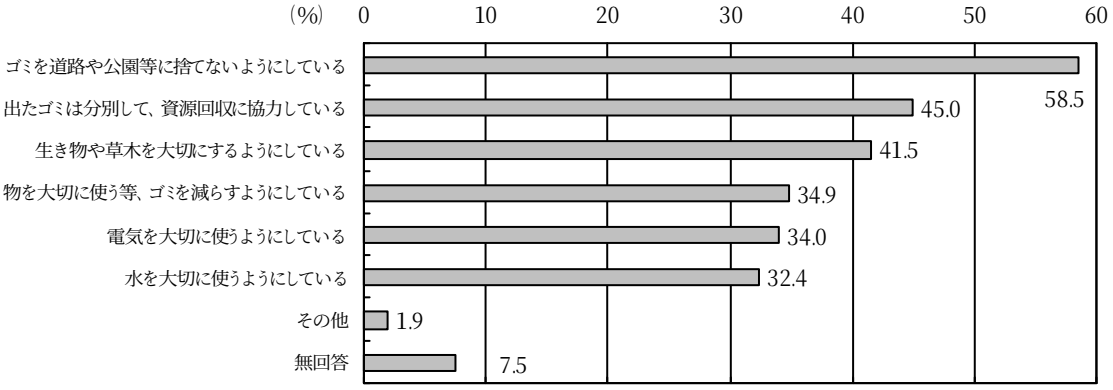

Q．事業所が取り組んでいる環境保全や環境に配慮した行動（各項目単数回答）

【調査対象：事業者】

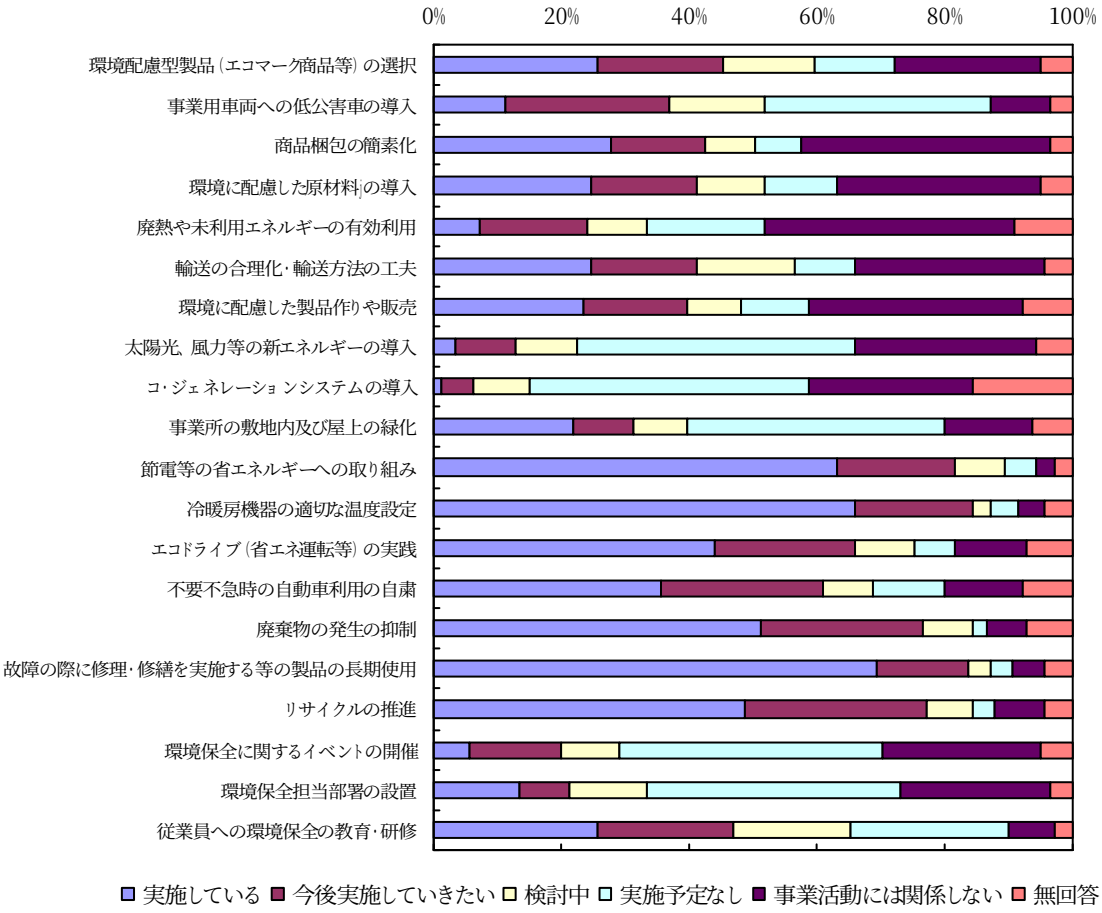

■その他の取り組み

清掃・美化	・毎月１回、社屋周囲を清掃 ・毎年、春に工場付近辺を清掃 ・顧客と一緒にゴミステーションを清掃 ・事務所前の歩道に花壇を設置
廃棄物抑制	・可燃ゴミの減量に取り組んでいる ・コピー用紙裏面使用等で廃棄物を抑制
省エネルギー	・自然光を取り入れ節電
省資源・リサイクル	・コピー用紙購入量減・再生紙比率増、印刷物再生紙比率増 ・ショッピングセンター内で堆肥化装置を使用
情報公開他	・産業廃棄物ゼロエミッション化の環境報告書作成とＨＰでその取り組みを公開 ・環境指針に則った環境活動を実施

Q．地域の自治会や団体等の環境保全活動に参加・協力したことがあるか。（各項目単数回答）

【調査対象：事業者】

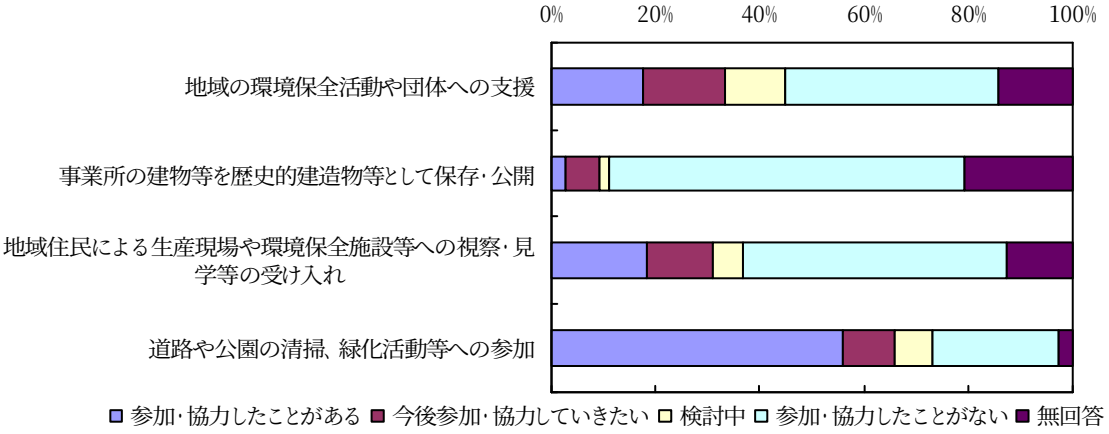

（6）室蘭の環境を守り、良くするためになすべきこと

市民は、「ゴミの減量化」、「ゴミの分別」、「節電・節水等」に取り組むべきだと考えられている。

中学生では「水をきれいにする」ことや「空気をきれいにする」こと、「ポイ捨て等のマナー」を守ることが必要だと考えられている。

Q．室蘭の環境を守り、より良いものにしていくために市民一人ひとりは特に何をすればよいと思うか。（3 項目選択）

【調査対象：市民】

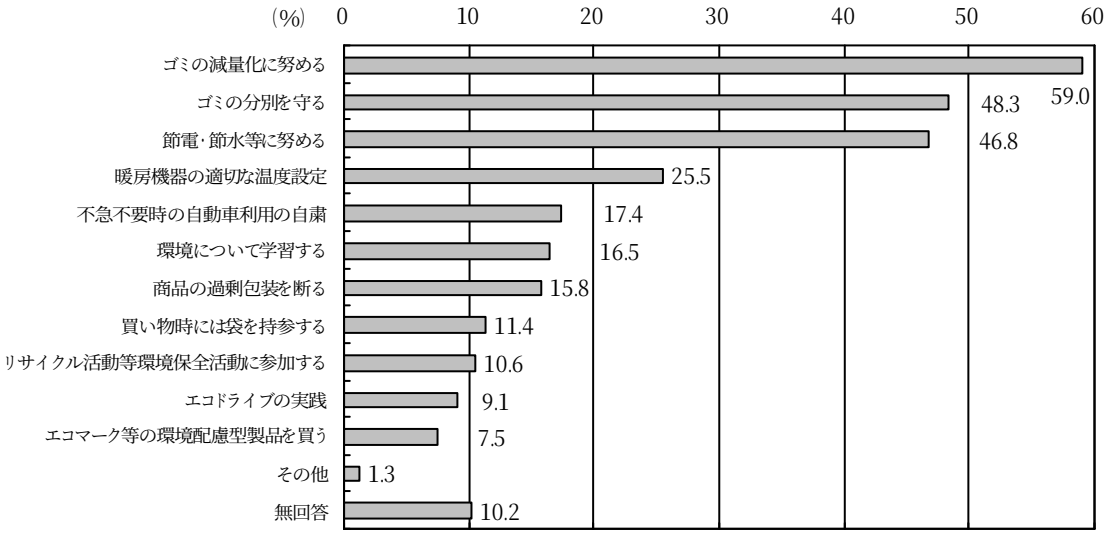

Q．室蘭の環境を良くするためには、特に何をすれば良いと思うか。（3 項目選択）

【調査対象：中学生】

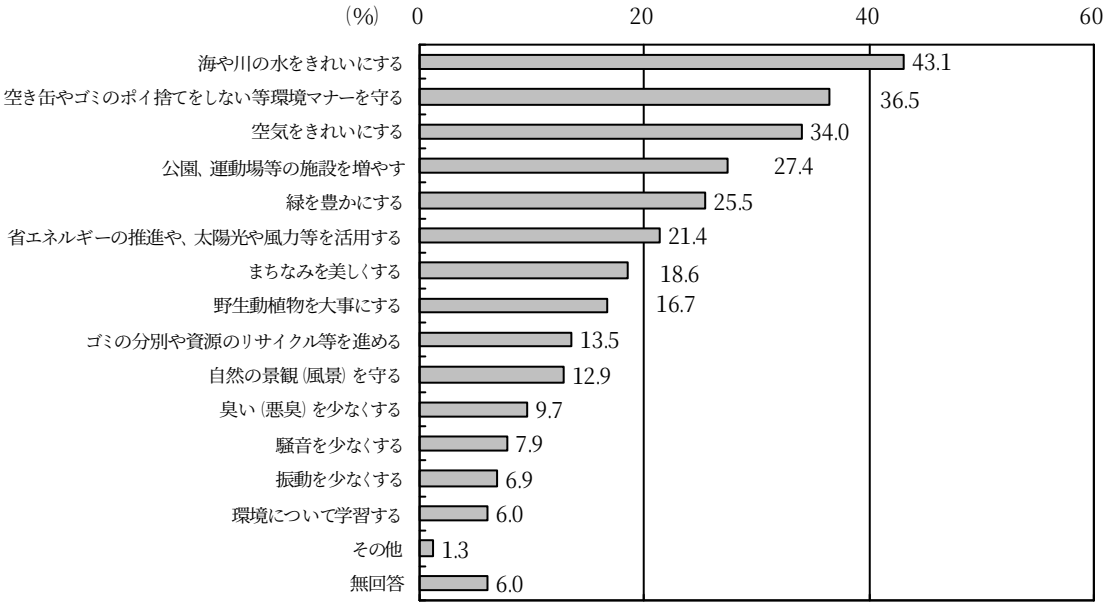

（７）市の環境への取り組みに期待すること

市民は「工場や自動車からの公害対策」と「自然環境施設の整備」を期待している。事業者は「環境に関する情報の収集、提供」を中心に、幅広い役割を果たすことが期待されている。

Q．室蘭の環境を守り、より良いものにしていくために市に特に期待することは何か（3 項目選択）

【調査対象：市民】

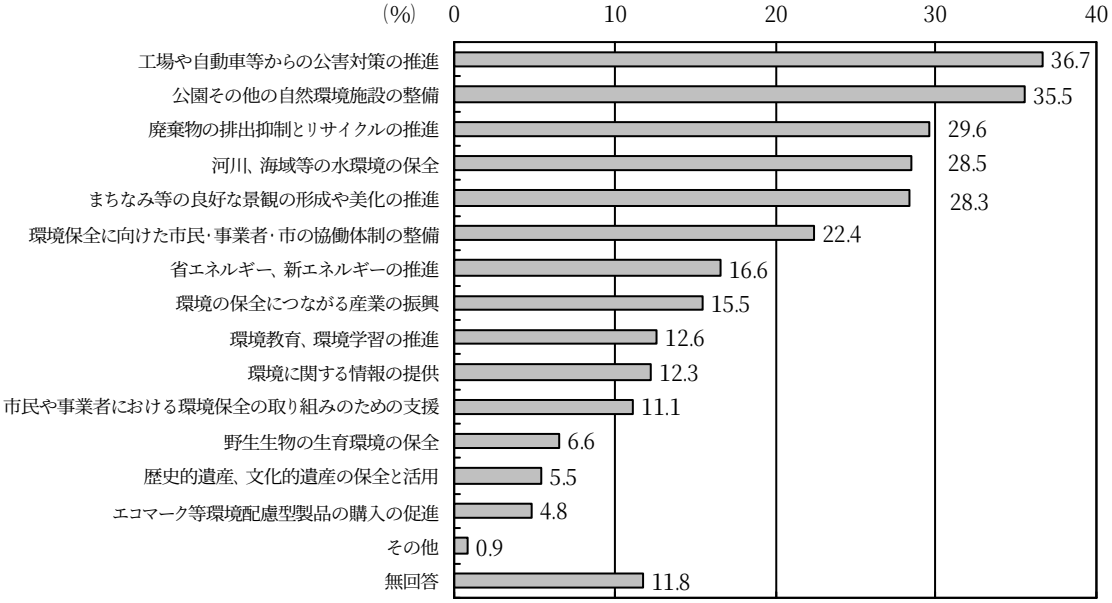

Q．室蘭の環境を守り、より良いものにしていくために市の環境への取り組みについて期待することは何か。（複数回答）

【調査対象：事業者】

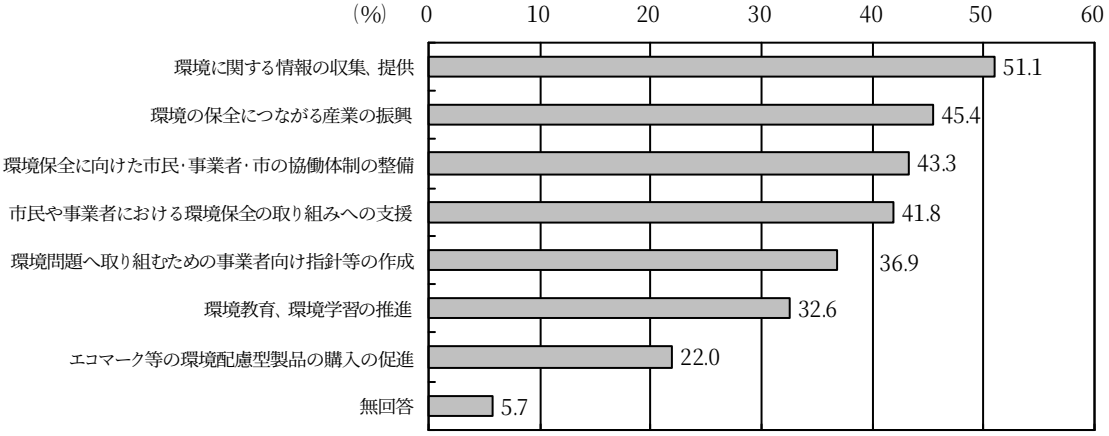

（８）事業者の取り組みに期待すること

市民は事業者に対し、「大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害への取り組み」と「廃棄物の適正な処理や排出抑制への取り組み」を期待している。

Q．室蘭の環境を守り、より良いものにしていくために事業者に特に期待することは何か。（3 項目選択）

【調査対象：市民】

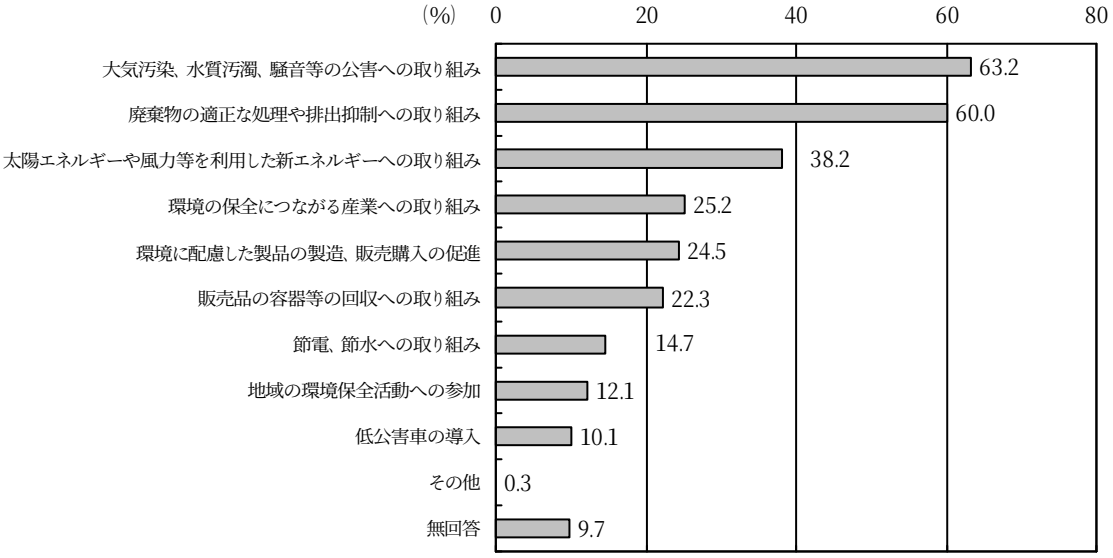

3　室蘭市環境基本計画の策定経緯

年月日	検討内容	備考
H18.3	○室蘭市環境基本条例制定	
H18.4～	○環境基本計画（素案）作成作業	・関係部署との調整
H19.1 ～H20.2	○各種団体へのヒアリング作業	・市民団体　…　27 団体 ・企業　…　7 団体 ・まち「ピカ」パートナー …　35 団体 に対して実施
H19.11	○室蘭市環境保全推進会議（検討部会）開催	
H19.12	○室蘭市環境保全推進会議開催（第 1 回）	
H20.1～3	○室蘭市環境市民会議開催（計 6 回）	
H20.4～	○各種団体・市民会議意見の検討作業	
H20.8	○室蘭市環境保全推進会議開催（第 2 回）	
H20.9	○室蘭市環境市民会議への素案説明会開催	
H20.9	○計画（素案）に対するパブリックコメントの募集 ○室蘭市環境審議会委員の公募実施	・広報 9 月号に掲載。 ・市ホームページやサービスセンター等で計画（素案）を縦覧
H20.9～	○公募意見の検討作業	・関係部署との調整
H21.1	○室蘭市環境保全推進会議開催（第 3 回）	
H21.1	○計画（案）を室蘭市環境審議会に諮問	
H21.2	○室蘭市環境審議会からの答申	
H21.3	○室蘭市環境基本計画策定	

4　室蘭市環境審議会委員名簿

（敬称略）

区分	氏名	職業（役職）等
学識経験者	◎小幡　英二	室蘭工業大学 応用化学科　教授
	○吉田　英樹	室蘭工業大学 建設システム工学科　講師
関係行政機関	高田　数実	室蘭地方気象台 次長
	植村　政博	北海道胆振支庁 環境生活課　課長
各種団体	五十嵐　修	室蘭商工会議所 工業部会　部会長
	山本　孝子	室蘭消費者協会 会長
	時田　昭子	リサイクル協働市民協議会 会長
	西畑　常夫	環境ネットむろらん 代表
市民公募	和歌　宏晏	
	黒川　多美子	

◎：会長　○：副会長　　H20.11.1　現在

5　室蘭市環境基本条例

○室蘭市環境基本条例

平成 18 年 3 月 24 日
条例第 8 号

目次

前文
第 1 章　総則(第 1 条―第 6 条)
第 2 章　環境の保全及び創造に関する基本的施策等
第 1 節　環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等(第 7 条―第 9 条)
第 2 節　環境の保全及び創造に関する施策(第 10 条―第 22 条)
第 3 節　民間団体等の行動を促進する施策(第 23 条―第 27 条)
第 4 節　地球環境保全及び国際協力(第 28 条・第 29 条)
第 3 章　環境審議会(第 30 条・第 31 条)
附則

私たちのまち室蘭市は、北海道の南西部に位置し、太平洋に面して美しい断崖が続く半島部と北部の丘陵地帯からなっており、室蘭岳をはじめ地球岬や測量山周辺等には貴重な動植物などが見られ、豊かな自然に恵まれています。

また、明治 5 年に開港し、特定重要港湾に指定されている「室蘭港」と、その周辺部に立地する製鉄、製鋼、造船、石油精製などの基幹産業を軸に北海道屈指の「工業港湾都市」として発展してきました。

一方では公害が社会問題化し、市民運動の高まりや国の法整備等を受けて、公害防止協定を締結するなど市民、事業者、市が一体となって公害の低減に努めてきました。

しかしながら、今日の社会は、豊かさや利便性が向上した反面、私たちの日常生活や経済活動により、大量生産、大量消費、大量廃棄型社会を生み出し、これらによる環境への影響は、地域のみならず地球温暖化やオゾン層の破壊など、地球的規模で広がりを見せ、今や、人類の生存する基盤としての地球環境を脅かすまでに至っています。

私たちは、健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を等しく享受できる権利を有するとともに、現在と将来の世代が共有する環境を、良好で快適かつ希望の持てるものとして次の世代へ引き継がなければなりません。

このため、私たちは、環境に大きな負荷を与えている現在の生活様式や経済活動を見直し、先人の知恵や歴史に学びながら、環境に配慮した行動を心がけて良好な環境の保全と快適な環境の維持及び創造に努めるとともに、本市でこれまで培われてきた技術等を活用して地球的視野からの環境保全への取組を進めることが大切です。

このような認識のもとに、私たちは、互いに協力しながら責任と役割を果たし、人と自然が共生する豊かな環境を守り、育んでいくことにより、環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現するため、ここに、室蘭市環境基本条例を制定します。

第１章　総則

(目的)

第１条　この条例は、良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造(以下「環境の保全及び創造」という。)について、基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第２条　この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2　この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3　この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条　環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として適切に行われなければならない。

2　環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展が可能な社会の構築に向けて、市民、事業者及び市がそれぞれの責務を認識し、自ら又は協働して積極的に取り組まなければならない。

3　地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることから、地域の取組として積極的に推進されなければならない。

(市民の責務)

第4条　市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び適正な処理に努めなければならない。

2　前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害の防止又は自然環境の適正な保全のため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2　事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷が低減されるよう努めるとともに、その事業活動において、資源及びエネルギーの有効利用並びに環境への負荷の低減に資する原材料、役務等の利用に努めなければならない。

3　前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に努め、及びその事業活動に係る環境の保全及び創造に関する情報の自主的な提供に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市の責務)

第6条　市は、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2　市は、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者と協働して取り組むよう努めなければならない。

3　市は、自らの事務及び事業に関し、率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。

第2章　環境の保全及び創造に関する基本的施策等

第1節　環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条　市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1)　市民の健康の保護及び生活環境の保全が図られ、健康で安全に生活できる社会を実現するため、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。

(2)　人と自然とが共生する豊かな環境を実現するため、生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、緑地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。

(3)　潤い、安らぎ、ゆとり等の心の豊かさが感じられる社会を実現するため、身近な緑や水辺との触れ合いづくり等を推進すること。

(4)　環境への負荷の少ない循環型社会を構築し、地球環境保全に資する社会を実現するため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用を推進すること。

(環境基本計画)

第8条　市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2　環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　環境の保全及び創造に関する長期的な目標

(2)　環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項

(3)　前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策の推進に必要な事項

3　市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、市民及び事業者の意見を反映できるよう必要な措置を講ずるとともに、第30条に規定する室蘭市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4　市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5　前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条　市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、公表するものとする。

第2節　環境の保全及び創造に関する施策

(規制等の措置)

第10条　市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2　前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、指導、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(経済的負担)

第11条　市は、環境への負荷の低減を図るため、特に必要があるときは、市民又は事業者に適正な経済的負担を求める措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備等)

第12条　市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2　市は、公園、緑地等の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第13条　市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2　市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用に努めるものとする。

3　市は、環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する産業の振興)

第14条　市は、環境への負荷の低減に資する研究、技術及び製品の開発、役務の提供等を行う産業の振興が図られるよう努めるものとする。

(自然環境の保全等)

第15条　市は、野生生物の多様性を損なうことがないよう適正に保護するため、その生息環境の保全に努めるものとする。

2　市は、人と自然が共生する緑豊かな環境の確保を図るため、森林及び緑地の保全、緑化の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

3　市は、河川、海域等における良好な水環境の適正な保全に努めるとともに、健全な水循環及び安全な水の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(快適な生活空間の形成)

第16条　市は、心の豊かさが感じられる快適な生活空間の形成を図るため、身近な緑や水辺との触れ合いづくり、自然と調和した良好な景観の形成、美化の推進、歴史的遺産及び文化的遺産の保存及び活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究、監視等)

第17条　市は、環境の保全及び創造に関する事項について必要な調査研究に努めるとともに、環境の状況を的確に把握するため、必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

2　市は、特に人の健康を損なうおそれがある物質等について、調査研究、監視その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第18条　市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(協定の締結等)

第19条　市長は、事業活動に伴う環境の保全上の支障を防止するため、特に必要があるときは、事業者との間で環境の保全等に関する協定を締結する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第20条　市は、環境の保全及び創造に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(滞在者等の協力)

第21条　市は、旅行者その他の滞在者等に対し、市の実施する環境の保全及び創造に関する施策への協力及び環境への負荷の低減を求めるため、必要な措置を講ずるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第22条　市は、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進する体制を整備するものとする。

第3節　民間団体等の行動を促進する施策

(民間団体等の意見の反映)

第23条　市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)の意見を反映するよう努めるものとする。

2　前項の場合において、市は、児童及び生徒の意見について配慮するものとする。

(環境学習の推進)

第24条　市は、民間団体等が環境の保全及び創造についての理解を深め、自発的な活動を行う意欲が増進されるよう、環境の保全及び創造に関する教育及び学習(以下「環境学習」という。)を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

2　前項の場合において、市は、特に児童及び生徒に対する環境学習を積極的に推進するよう努めるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第25条　市は、民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、助成その他の必要な支援に努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第26条　市は、環境の保全及び創造に関する情報を収集し、これを民間団体等に適切に提供するよう努めるものとする。

(事業者の環境管理の促進)

第27条　市は、事業者がその事業活動を行うに当たり、その事業活動が環境に配慮したものとなるよう自主的な管理を行うことを促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

第4節　地球環境保全及び国際協力

(地球環境保全の推進)

第28条　市は、地球温暖化防止その他の地球環境保全に資するため、民間団体等と協働して施策の積極的な推進に努めるものとする。

(地球環境保全に関する国際協力の推進)

第29条　市は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第3章　環境審議会

(室蘭市環境審議会)

第30条　環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、室蘭市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

(1)　環境基本計画に関すること。

(2)　前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

(組織等)

第31条　審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2　委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3　審議会の委員は、環境に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

4　前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章及び次項の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成20年8月規則第37号で、同20年11月1日から施行)

(室蘭市公害対策審議会条例の廃止)

2　室蘭市公害対策審議会条例(昭和41年条例第33号)は、廃止する。

6　用語解説

初出のページ番号のみを記載しています。

※1　酸性雨　－　2Ｐ
　ｐＨ（水素イオン濃度）が 5.6 以下の酸性の雨のこと。化石燃料を燃やすときなどに発生する硫黄酸化物や窒素酸化物などの酸性物質が原因。酸性雨による河川や湖沼、土壌などの酸性化、建造物などの腐食被害が問題となっている。

※2　オゾン層の破壊　－　2Ｐ
　大気中の成層圏にあるオゾン層が、エアコンや冷蔵庫の冷媒に使われていたフロンガス等によって破壊されること。オゾン層が破壊されると、地上に届く紫外線量が増加し、皮膚がん等の原因になる。

※3　野生生物の種の減少　－　2Ｐ
　環境の悪化や生息域の減少、乱獲等により、種の絶滅が進むこと。

※4　地球温暖化　－　2Ｐ
　石油や石炭などの化石燃料の使用によって、大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が上昇し、地表面の温度が上昇すること。海面の上昇や異常気象、生態系への影響が懸念される。

※5　公害対策基本法　－　2Ｐ
　1967 年に制定された公害防止対策の基本となる法律。公害の定義、国・地方公共団体・事業者の責務等を定めていた。1993 年の環境基本法の制定により、廃止となっているが、内容の大部分は引き継がれている。

※6　環境基本法　－　3Ｐ
　環境問題の変化に合わせて 1993 年に制定された、環境への取り組みの基本的な理念と枠組みを示した法律。国は環境基本計画を定めることなどの責務が定められている。

※7　大気汚染対策懇談会　－　3Ｐ
　1965（S40）年に室蘭市や胆振支庁などの行政機関、商工会議所、市内の各企業が参加し、産業との調和の中で大気汚染対策の基本的なことを協議するために設置された会議。各種観測装置の設置や調査の充実、局地汚染と気象との関連調査を行った。

※8　室蘭市公害対策審議会　－　3Ｐ
1966（S41）年に公害防止対策を進めるために設置された審議会。2008（H20）年 11 月 1 日の室蘭市環境審議会設置に伴い廃止。

※9　公害防止協定　－　3Ｐ
公害を未然に防止するため、室蘭市と事業者との間で締結している協定。

※10　第 5 次室蘭市総合計画　－　4Ｐ
第 4 次室蘭市総合計画の基本構想を引き継いだ新しい室蘭市のまちづくりの計画。2008 年策定。

※11　室蘭市都市計画マスタープラン　－　5Ｐ
都市計画に関する基本的な方針を定めた計画。2003 年策定。

※12　室蘭市緑の基本計画　－　5Ｐ
都市における緑の保全や創出に関する施策を総合的に推進するための計画。2003 年策定。

※13　室蘭市一般廃棄物処理基本計画　－　5Ｐ
資源循環型社会の形成を図る基本理念として、発生抑制・減量化・再使用・再生利用等の具体的ルールを定めた計画。2006 年策定。

※14　室蘭市省エネルギービジョン　－　5Ｐ
省エネルギー活動への指針であり、環境産業拠点都市の形成に向けた取り組みの一環として、環境と調和したまちづくりに活用するためのビジョン。2004 年策定。

※15　室蘭市役所エコオフィスプラン　－　5Ｐ
室蘭市の事務・事業に関し、率先して環境保全に対する取り組みを推進することにより、環境への負荷の低減を図るとともに、市民や事業者に対し、自主・積極的な取り組みを促すことを目的とした計画。2002 年策定。

※16　大気汚染防止法の政令市　－　10Ｐ
大気汚染防止法は、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的として、1968 年に制定された。同法の政令市に指定されると、都道府県の権限に属する事務の一部を市が行えるほか、大気汚染の常時監視の義務も生じる。

※17　大気汚染常時監視テレメータシステム　－　10Ｐ
大気汚染物質等の状況を市内 6 ヵ所に設置した自動測定局で 24 時間監視し、収集した１時間ごとのデータを市公共端末、企業表示局に表示するシステム。

※18　二酸化いおう（SO_2）　－　10Ｐ
硫黄を含む燃料などが燃焼するときに発生する。また、鉄鉱石や銅鉱石にも硫黄が含まれるため製鉄、銅精錬工程からも発生する。高濃度になると呼吸器に影響を及ぼす。

※19　二酸化窒素（NO_2）　－　10Ｐ
石炭や石油など物の燃焼に伴って発生する気体。主な発生源はボイラーや自動車などで、高濃度になると目を刺激し、呼吸器に影響を及ぼす。

※20　浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）　－　10Ｐ
大気中に浮遊している粒子状物質。発生源は工場のばい煙や、自動車排出ガスなどの他、自然界由来（火山、森林火災など）のものもある。呼吸器に沈着し、人の健康に影響を及ぼす。

※21　光化学オキシダント（ＯＸ）　－　10Ｐ
工場や自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素が紫外線により光化学反応を起こし生成される物質。高濃度では呼吸器に影響を及ぼす。

※22　一酸化炭素（ＣＯ）　－　10Ｐ
燃料等の不完全燃焼により発生する。血液中のヘモグロビンと結合し、酸素輸送能力を減少させる等の健康への影響を及ぼす。

※23　環境基準　－　11Ｐ
環境基本法第 16 条に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標。人の健康を保護し、及び、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。

※24　有害大気汚染物質　－　11Ｐ
硫黄酸化物や窒素酸化物等の従来から問題となっている大気汚染物質以外の継続的に摂取すると人の健康を損なう恐れのある物質で、234 物質が指定されている。

※25　指針値　－　12Ｐ
　有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために設定された指針で、環境基準とは性格及び位置付けが異なる。また、現に行われている大気モニタリングの評価にあたっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能が期待される。

※26　室蘭地域環境保全連絡会議　－　12Ｐ
　室蘭地域の環境保全の取り組みを推進するため、室蘭市内の事業者９社（2008年度現在）、北海道、室蘭市で構成されている会議。構成員は環境に関する情報交換や環境負荷の低減に努めるための計画を策定・実行する他、毎年度の実績報告書を作成する。

※27　ダイオキシン類　－　12Ｐ
　ポリ塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシン（ＰＣＤＤ）とポリ塩化ジベンゾフラン（ＰＣＤＦ）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーＰＣＢ）の総称。物の燃焼などの過程で非意図的に生成される物質で、生殖、脳、免疫系などへの影響が懸念されている。

※28　降下ばいじん　－　13Ｐ
　重力や雨によって地上に降下したばいじんのこと。

※29　北大式デポジットゲージ　－　13Ｐ
　降下ばいじんを採取するための器具。

※30　ＰＣＢ　－　13Ｐ
　ポリ塩化ビフェニル化合物の総称。ＰＣＢは化学的に安定している、熱により分解しにくい、電気絶縁性が高いなどの特性をもつため、コンデンサやトランス用の絶縁油などに使用されてきた。人の健康や生態系に対して汚染を引き起こす有害物でもある。

※31　騒音規制法　－　14P

工場や事業場、建設工事に伴って発生する騒音や自動車騒音を規制し、生活環境の保全や国民の健康を保護することを目的として、1968 年に制定された。都道府県知事が、工場や事業場、建設工事から発生する騒音を規制する地域を指定し、その地域内で著しい騒音を発生する施設は規制対象になる。また、指定地域内で著しい騒音を発生する建設工事は、あらかじめ市町村長に届出を提出しなくてはならない。自動車騒音については、道路沿道において一定の限度（要請限度）を超え、周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる場合は、都道府県公安委員会に対して交通規制を行うよう要請することができる。

※32　悪臭防止法　－　14P

悪臭を防止することを目的として 1971 年に制定された。都道府県知事が、市長村長の意見を聴いて規制地域を指定し、また、環境省令が定める範囲内で規制基準を定めて、悪臭を規制し、指定後は市長村長が規制実務を行い、悪臭公害を防止することを主な内容としている。事業場の敷地境界、排出口からの排出量、排出水中の濃度・臭気指数を規制している。違反があれば改善勧告、改善命令を受け、従わない場合には罰則が適用される。

※33　BOD（生物化学的酸素要求量）　－　15P

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量のことで、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。類型（AA、A、B、C、D、E）により環境基準は異なる。

※34　COD（化学的酸素要求量）　－　15P

水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海水や湖沼の有機汚濁を測る代表的な指標。類型（A、B、C）により環境基準は異なる。

※35　北海道レッドデータブック　－　16P

2001 年に北海道が作成した、絶滅の恐れのある野生生物の情報を取りまとめたリスト。1966 年に国際自然保護連合（IUCN）が初めて発行し、その後、日本版レッドデータブックや都道府県版レッドデータブックが作成された。北海道レッドデータブックでは、危険度の高い順に次のようにカテゴリー分けされる。

絶滅種（Ｅｘ）	すでに絶滅したと考えられる種または亜種
野生絶滅種（Ｅｗ）	本道の自然界ではすでに絶滅したと考えられているが、飼育等の状態で生存が確認されている種または亜種
絶滅危機種（Ｃｒ）	絶滅の危機に直面している種または亜種
絶滅危惧種（Ｅｎ）	絶滅の危機に瀕している種または亜種
絶滅危急種（Ｖｕ）	絶滅の危機が増大している種または亜種
希少種（Ｒ）	存続基盤が脆弱な種または亜種（現在のところ、上位ランクには該当しないが、生息・生育条件の変化によって容易に上位ランクに移行する要素を有するもの）
地域個体群（ＬＰ）	保護に留意すべき地域個体群
留意種（Ｎ）	保護に留意すべき種または亜種（本道においては個体群、生息生育ともに安定しており特に絶滅のおそれはない）

※36　外来種　－　17Ｐ

一般的には人為的に自然分布域の外から持ち込まれた種のことを指し、移入種ともいう。外来種とほぼ同義語だが、「外来生物」は海外から日本国内に持ち込まれた種に対して使われることが多い。外来種は在来の生物種や生態系に様々な影響を及ぼすことから、2006 年に外来生物対策のための「外来生物法」が制定された。

※37　北海道ブルーリスト　－　17Ｐ

2004 年に北海道が作成した外来種の導入経緯や生態学的特性、その影響などを取りまとめたリスト。2009 年度から見直しが進められる予定。

※38　ビオトープ　－　18Ｐ

その土地に昔からいたさまざまな野生生物が生息し、自然の生態系が機能する空間のこと。最近では人工的に作られた、植物や魚、昆虫が共存する空間を呼ぶことが多い。

※39　温室効果ガス　－　21Ｐ

太陽からの日射エネルギーを通過させ、反対に地表から放射させる熱（赤外線）を吸収し、熱が地球の外に出て行くのを防ぐ性質がある大気中のガスのこと。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄が定義されている。

※40　ＩＰＣＣ（気候変動に関する政府間パネル）　－　21Ｐ

1988 年に世界気象機関と国連環境計画の共同により設立された気候変動に関する情報提供を目的とした組織。

※41　京都議定書　－　22Ｐ

1997 年 12 月に京都で開催された第 3 会締約国会議（ＣＯＰ３）において採択された議定書。第 1 約束期間（2008～2012 年）の先進国の温室効果ガス排出量について、各国ごとに法的拘束力のある数値目標を設定している。

※42　地球温暖化対策の推進に関する法律　－　Ｐ24

国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取組むための枠組みを定めた法律。京都議定書の採択を受けて、1998 年に制定された。この法律に基づき、地方公共団体は自らの事務事業に関し、温室効果ガスの削減を定めた実行計画を策定することが義務付けられている。本市では、実行計画として室蘭市役所エコオフィスプランを策定し、温室効果ガス等の削減に取り組んでいる。

※43　３Ｒ　－　28Ｐ

リデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（使用済み物品・部品等の再使用）、リサイクル（使用済み物品の原材料としての再利用等）の頭文字をとった総称。この他にもリフューズ（不要物の不購入）やリペアー（修理を前提とした再使用）、リカバリー（回収）などの用語があり、４Ｒや５Ｒといった言い回しをする場合もある。

※44　室蘭地域環境産業拠点形成実施計画　－　28Ｐ

室蘭地域でこれまで培われてきた技術・設備、広域物流基盤の室蘭港、大学等を中心とした研究開発機能を活用し、北日本の環境産業拠点都市の実現を図るとともに循環型経済社会に向けた発信基地として、室蘭地域の産業振興及び地域振興、地域内外への環境貢献に資することを目的とした計画。2003 年策定。

※45　北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業監視円卓会議　－　29Ｐ

室蘭市において行うＰＣＢ廃棄物処理事業を監視し、広く道民への情報提供をすることにより、確実かつ適正なＰＣＢ廃棄物処理を推進するために北海道と室蘭市が設置している会議。

※46　新エネルギー　－　30Ｐ
　石炭・石油などの化石燃料や核エネルギー、大規模水力発電などに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称。1997 年に制定された「新エネルギー法」では、太陽光発電、風力発電などの再生可能な自然エネルギー、コジェネレーション、燃料電池などが定められている。

※47　アスベスト　－　34Ｐ
　石綿（イシワタまたはセキメン）ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物。耐熱・対磨耗性に優れているため、ボイラー暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、建築材などに広く利用されていた。繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、大気汚染防止法により、1989 年に「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されるようになった。

※48　低公害車　－　34Ｐ
　既存のガソリン自動車やディーゼル自動車に比べ、窒素酸化物や二酸化炭素などの排出量の少ない自動車。「低燃費かつ低排出ガス認定車」も低公害車とされる。

※49　グリーン購入　－　39Ｐ
　商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入すること。2001 年に「グリーン購入法」が制定された。

※50　エコドライブ　－　39Ｐ
　アイドリングストップや経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えるなど、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術のこと。

※51　バイオディーゼル燃料（ＢＤＦ）　－　40Ｐ
　生物由来の油を再資源化した軽油代替燃料。硫黄酸化物をほとんど含まず、ディーゼルエンジン用のクリーン燃料として注目されている。燃費や走行性は軽油とほとんど変わらない。

※52　こどもエコクラブ　－　43Ｐ
　こども達の地域環境・地球環境に関する学習や活動の展開を支援するため、1995 年に当時の環境庁が主体となり発足した事業。自分たちで自主的に行なう「エコロジカルあくしょん」、全国共通の「エコロジカルとれーにんぐ」などの取り組みを行う。

室蘭市環境基本計画

平成２１年３月発行

編集発行：室蘭市生活環境部　環境対策課

室蘭市御崎町１－７５－７
TEL　　０１４３－２３－２２２５
FAX　　０１４３－２３－２２２１
E－mail　kankyou@city.muroran.lg.jp